

Ⅱ 貿易・税関を巡る国際的な動き

第1. 世界貿易機関（WTO）について

1. はじめに

世界貿易機関（WTO：World Trade Organization）は、国際貿易に関する国際的なルールを取り扱う唯一の国際機関であり、関税その他の貿易障害を軽減する等により人々の生活水準の向上や世界の貿易を発展させることを目的としている。WTOの任務は、「世界貿易機関を設立するマラケシュ協定（通称：WTO設立協定）」及びその附属書に含まれている協定（これらの集合体が「WTO協定」）の実施・運用（紛争解決に係る規則及び手続に関する了解（以下「紛争解決了解」という。）及び貿易政策検討制度の運用を含む）、多角的貿易関係に関する交渉の場の提供、開発途上国のための技術支援、IMFや世銀といった他の国際機関との協力である。2024年6月末現在、164カ国・地域が加盟している（参考1）。

WTOは1995年、WTO協定の発効とともに、関税及び貿易に関する一般協定（GATT：General Agreement on Tariffs and Trade）を発展的に引き継ぐ形で設立された。GATTは協定上の根拠を有しない事実上の国際機関であったが、WTOは明確な法的根拠を有するなど制度的基盤が整備されている。また、GATTがモノの貿易の分野のみを取り扱っていたのに対し、WTOはモノの貿易に加えサービスの貿易、知的所有権等の新しい分野を含む幅広い分野を取り扱っている。加えて、加盟国間の紛争解決に関する手続について、GATT時代から大きく拡充されている。

2001年11月にカタールの首都ドーハで開催された第4回閣僚会議において、WTO設立後初の多角的貿易交渉（ドーハ・ラウンド）の立上げが合意された。ドーハ・ラウンドでは、関税の引下げをはじめとするモノの貿易の自由化、サービス貿易の自由化、途上国問題、アンチ・ダンピング等の公正な貿易を確保するための貿易ルール、紛争解決、貿易円滑化（貿易手続の簡素化等）など様々な貿易に関わる問題についての交渉が行われてきた。

しかし、2008年7月のWTO非公式閣僚会合の

決裂以降、交渉全体が停滞。2011年12月の第8回閣僚会議では、当面一括妥結の見込みは薄いと見られ、先行合意を含め進展の見込める部分について交渉を進める「部分合意」アプローチが合意された。これを受け、2013年12月の第9回閣僚会議において貿易円滑化交渉が妥結するなどの成果が見られたが、全加盟国によるドーハ・ラウンド交渉が停滞する中、近年は有志国による取組が活発化している。

以下、WTOの概要や、WTO交渉の経緯・現状等について簡単に紹介する。

2. WTOの概要

(1) WTO協定

①WTO協定の構成（参考2）

いわゆる「WTO協定」は、WTOの組織、加入、意思決定等に関して規定している16条から成るWTO設立協定と、その附属書に含まれている協定の集合体を指す。

（注）附属書は、物品の貿易に関する多角的協定（附属書1A）、サービスの貿易に関する一般協定（附属書1B）、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPs協定）（附属書1C）、紛争解決了解（附属書2）、貿易政策検討制度（TPRM）（附属書3）、複数国間貿易協定（附属書4）で構成されている。附属書1、附属書2及び附属書3に含まれている協定及び関係文書を「多角的貿易協定」という。

②シングル・アンダーテイク

「多角的貿易協定」は、WTO設立協定の不可分の一部を成し、全ての加盟国を拘束することとされており、その全てを一括して受諾すること（「シングル・アンダーテイク」）が加盟国に義務づけられている。

（注1）GATTにおいては、関税評価協定等の東京ラウンドで合意した協定の受諾が各加盟国の判断に任されていたために、一部の国しか受諾せず、加盟国間の権利や義務が同一でないという問題が生じていたこと

を踏まえ、WTO協定の下で同様の問題が生じることを防止しようとしたもの。

(注2) 附属書4の「複数国間貿易協定」については、これらを受諾した加盟国についてWTO協定の一部を成し、当該加盟国を拘束することとされている。

(2) WTOの組織

WTOの最高意思決定機関は閣僚会議で、WTO設立協定上は、少なくとも2年に1回開催することとされている(表1)。閣僚会議が開催されていない間の意思決定は一般理事会が行う。また、一般理事会は紛争解決機関(DSB)及び貿易政策検討機関(TPRB)としての任務も遂行する。また一般理事会の下に物品貿易理事会、サービス貿易理事会及びTRIPs理事会が設置されている(参

考3)。

(3) 事務局(参考4)

①事務局長・事務局長次長

WTOの事務局長は、1995年1月の設立当初、サザerland前GATT事務局長が暫定的に務めていたが、1995年5月からは4年間の任期でルジェロ元イタリア貿易相、1999年9月からは3年間の任期でムーア元NZ首相、2002年9月からは3年間の任期でスパチャイ元タイ副首相がそれぞれ務めた。2005年9月からはラミー元欧州委員会貿易担当委員が4年間の任期で就任し、2009年に再選した。2013年9月からはアゼベド元在ジュネーブブラジル代表部WTO担当大使が4年間の任期で就任し、2017年に再選したが、2020年8月末に任期を1年残して辞任。後任の事務局長の選出プロ

(表1) これまでの閣僚会議

これまでの閣僚会議	主な成果
第1回(シンガポール) (1996.12.9~12)	ウルグアイ・ラウンドの実施状況やWTOの課題等について議論。
第2回(ジュネーブ) (1998.5.18~20)	広範な自由化交渉を含む、将来のWTOの作業計画について、第3回閣僚会議でしかるべき決定が行えるように準備プロセスを開始すること等。
第3回(シアトル) (1999.11.30~12.3)	新ラウンド交渉立上げに合意する閣僚宣言を採択することが最大の目的だったが、合意にはいたらず。
第4回(ドーハ) (2001.11.9~14)	新ラウンドの立上げに合意する閣僚宣言の採択等。
第5回(カンクン) (2003.9.10~14)	農業や非農産品市場アクセスの交渉の大枠(フレームワーク)、投資や貿易円滑化等の新分野の交渉開始等について議論を行ったが合意にはいたらず。
第6回(香港) (2005.12.13~18)	農業、非農産品市場アクセスでは、関税削減率等を含む各国共通ルール(フルモダリティ)の合意が目指されていたが、先送りされ、農業の輸出補助金の撤廃期限、綿花の取扱い、後発開発途上国(LDC)産品への無税無枠の供与等の限られた事項についてのみ合意された。
第7回(ジュネーブ) (2009.11.30~12.2)	事前の申し合わせどおり、ドーハ・ラウンドに係る「交渉」は行われず、世界経済の成長・回復、開発へのWTOの貢献等、ラウンド交渉を含むWTOの活動全般についての評価等について、出席閣僚による発言が行われた。
第8回(ジュネーブ) (2011.12.15~12.17)	閣僚間で、ドーハ・ラウンド交渉の今後の取り進め方等の議論がなされた。議長声明においては、近い将来に交渉の全ての要素が同時に妥結する可能性が低いことが率直に認められた。その他、サービス分野においてLDC向けの特恵の供与が決定された。
第9回(パリ) (2013.12.3~12.7)	貿易円滑化、農業の一部、開発の3分野から成る、ドーハ・ラウンド交渉の部分合意である「パリ・パッケージ」を含む閣僚宣言が合意された。また、同宣言においては、ドーハ・ラウンド交渉に対するコミットメントが再確認されるとともに、今後の作業として、ドーハ・ラウンド交渉の残された課題について、12ヶ月以内(2014年末まで)に作業計画を策定することとされた。
第10回(ナイロビ) (2015.12.15~12.19)	①農産品に対する輸出補助金の撤廃を含む農産品の輸出競争の規制等、②LDC向け特恵関税の原産地規則について合意。ドーハ・ラウンド交渉の継続の是非については、加盟国間で意見の対立が解けず、閣僚宣言では両論の併記となった。
第11回(ブエノスアイレス) (2017.12.10~12.13)	電子的送信に対する関税不賦課のモラトリアムの延長を含む作業計画、漁業補助金に関する作業計画等を決定した。また、有志国間においては、我が国の働きかけにより、米国、EUを含む70の加盟国が電子商取引に関する閣僚声明を発出した他、投資円滑化等の分野で多数の加盟国から成る閣僚声明を発出した。
第12回(ジュネーブ) (2022.6.12~6.17)	第10回WTO閣僚会議以来となる閣僚宣言を採択。WTO改革を含む重要分野における取組の方向性が示されるとともに、パンデミックへの対応、食料供給問題への対応、電子的送信に対する関税不賦課のモラトリアムの延長、漁業補助金協定に合意した。
第13回(アブダビ) (2024.2.26~3.1)	国際貿易秩序の礎として、WTOの果たす役割や今後の取組の方向性が議論され、紛争解決制度改革を含むWTO改革の不断の推進に一致したほか、電子的送信に対する関税不賦課のモラトリアムの延長の決定、LDC卒業国に対する一定の移行支援の実施が確認された。

セスが同年6月に開始され、2021年3月にオコンジョ＝イウエアラ元ナイジェリア財務大臣・外務大臣が事務局長に就任（任期は2025年8月末まで）。事務局次長には、Ellard氏（米国）、Hill氏（エルサルバドル）、Paugam氏（フランス）、Zhang氏（中国）の4名が指名された。

②事務局・予算

事務局はジュネーブ（スイス）に設置されている。事務局職員は604名（2023年12月末時点）であり、2023年12月末時点で日本人は6名（宇山智哉WTO事務局長上級補佐官を含む）。2024年の予算額は、2億493万スイスフランであり、このうち日本の分担率は約3.7%（分担率は加盟国の貿易額（往復）を基に算出する）、分担額は約749万スイスフランで、米国（分担金約11.4%）、中国（約11.2%）、ドイツ（約7.2%）について第4位である。

(4) WTOの任務

WTO設立協定上、WTOの任務として次の5点が掲げられている。

①WTO協定の実施・運用

②多角的貿易関係に関する交渉の場及び交渉結果の実施の枠組みの提供

③紛争解決了解の運用

④貿易政策検討制度の運用

⑤IMF・世銀との協力

3. GATT・WTO交渉（参考5）

(1) 過去のラウンド交渉（多角的貿易交渉）

GATTにおいては、8回のラウンド交渉が行われてきた（表2）。第1回から第5回ラウンド交渉では主に鉱工業品に関する関税引下げ交渉が行われ、ケネディ・ラウンド（1964～67年）及び東京ラウンド（1973～79年）では、関税引下げ交渉に加え、非関税分野における協定策定交渉も行われた。

ウルグアイ・ラウンド（1986～94年）においては、従来からのモノの貿易に係る分野（農産品、鉱工業品に係る関税引下げ等）の他、サービスの貿易、知的所有権（特許権、商標権等）の分野等が新たに交渉対象とされたことが、従来のラウンドとは異なる特徴である。交渉は、当初4年間の予定で開始されたが、農業をめぐる米・EC間の対立等から難航し、1994年4月にモロッコのマラケシュで開催された閣僚会議で終結が宣言されるまで7年以上の年月を要した。

（表2）多角的貿易交渉の歴史

時 期	交 渉	参加国	交 渉 成 果
1947年	第1回	23	関税の引下げ、GATTの策定
1949年	第2回	13	関税の引下げ
1950～51年	第3回	38	関税の引下げ
1956年	第4回	26	関税の引下げ
1960～62年	ディロン・ラウンド	26	関税の引下げ
1964～67年	ケネディ・ラウンド	62	関税の引下げ アンチ・ダンピング協定、穀物協定、化学品協定の策定
1973～79年	東京ラウンド	102	関税の引下げ 関税評価協定等非関税措置に関する協定等の策定
1986～94年	ウルグアイ・ラウンド	123	関税の引下げ、農産物関税化 WTO設立協定、サービス協定、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定等の策定

（注）①日本は1955年にGATTに加入。

②ディロン（米國務次官）、ケネディ（米大統領）はラウンドの提唱者。東京、ウルグアイはラウンド開始に合意した閣僚会議の開催地。

（出典：WTOホームページ）

(2) ドーハ・ラウンドの立上げ（第4回閣僚会議）

2001年11月の第4回閣僚会議（於：ドーハ）で立上げに合意されたドーハ・ラウンドは、関税削減等の貿易自由化のみならず、アンチ・ダンピング措置等の貿易ルールの改善・明確化も含んだ幅広い分野を対象とするものであり（表3）、2004年7月の一般理事会における交渉の枠組み合意以降、本格的な議論が進められた。

(3) ドーハ・ラウンドの進展（第6回～第8回閣僚会議）

2005年12月の第6回閣僚会議（於：香港）において、ドーハ・ラウンドの2006年末までの終結に向け、必要な道筋を示す閣僚宣言に合意。2006年4月末までに農業・非農産品市場アクセス（NAMA：Non Agricultural Market Access）のモダリティ（関税削減等の方式）を確立することが目指されたが、農業市場アクセス、農業補助金、

(表3) ドーハ・ラウンド交渉の交渉分野一覧

交渉分野	概要
農業	農産品に係る関税・国内補助金の削減、輸出補助金の撤廃等に関する交渉。2015年12月の第10回閣僚会議では、農産品に対する輸出補助金の撤廃を含む農産品の輸出競争の規制等について合意。
非農産品市場アクセス (NAMA: Non-Agricultural Market Access)	鉱工業品及び林・水産品の関税・非関税障壁の削減等に関する交渉。
サービス	・サービスの市場アクセス(外資規制の撤廃・緩和等) ・国内規制(資格・免許の要件・手続きの透明化・合理化等) ・サービス分野におけるルール(補助金、政府調達等)に関する交渉。
ルール	ダンピング防止、補助金(漁業補助金を含む)等についてのルールに関する交渉。
貿易円滑化	貿易手続の透明性の向上、税関手続の迅速化・簡素化等に関する交渉。2013年12月の第9回閣僚会議で交渉妥結、2017年2月に貿易円滑化協定発効。我が国は、2015年5月の国会承認を経て、同年6月にWTO事務局に受諾通知を実施(6番目の受諾国)。2024年6月末時点で157加盟国が受諾。
開発	途上国に対する「特別かつ異なる待遇」(S&D)の検討、途上国に対する「貿易のための援助」の促進。2005年12月の第6回閣僚会議でLDC産品への無税無枠の供与に合意し、我が国は、平成19年度関税改正で実施。
知的所有権(TRIPs)	ぶどう酒及び蒸留酒の地理的表示(GI)の多国間通報登録制度の設立に関する交渉。
環境	WTOのルールと多国間環境協定との関係、環境物品の関税撤廃・削減等に関する交渉。

NAMAの3つの論点における各国間の立場の違いは埋まらず、同年7月には交渉が一時中断した。

2007年1月に交渉は再開され、2008年7月、農業・NAMAのモダリティ合意を目指す閣僚会合がジュネーブで開催されたが、米国と中国・インドとの立場の違いは埋まらず、合意は断念された。モダリティ合意を目指す同年内の閣僚会合の開催を念頭に、同年12月に農業及びNAMAの第4次改訂議長テキストが提示された。しかし、関係国が主要争点について譲歩する見込みがないとの判断により、結局、同年内の閣僚会合の開催には至らなかった。

2011年に入り、同年中の交渉妥結に向けて全分野で集中的な協議が行われたが、特にNAMA交渉における米国と新興国(中国・インド・ブラジル)との間の対立を解消するには至らず、同年4月、ラミー事務局長より、現状では「橋渡しできない」明確な政治的ギャップがあるとの評価があり、年内のラウンド交渉全体の妥結が断念された。その後、第8回閣僚会議(於:ジュネーブ、以下MC8)に向けて、LDC向けの措置を中心としたパッケージ策定の協議が行われたが、加盟国間の意見は収斂せず、同年7月末にパッケージの取りまとめが断念された。これ以降、ラウンド交渉全体が停滞することとなった。同年12月のMC8では、ドーハ・ラウンドについて当面一括妥結の見込みが薄いと認めつつも、交渉に引き続きコミットし、先行合意を含め進展の見込める部分について交渉を進めることが確認された。

(4) ドーハ・ラウンドの部分合意(第9回及び第10回閣僚会議)

2012年に入ると、ドーハ・ラウンド交渉が停滞する中、交渉が継続する貿易円滑化が先行合意の候補の一つと目される一方、途上国からは自らの関心事項の進展なしに貿易円滑化のみの先行合意は認められないとの反発が見られ、同年後半には、途上国グループが、貿易円滑化の先行合意の条件として、農業の第4次改訂議長テキストの一部を抜粋して成立させるべく関税割当運用等の提案が出された。

2013年になると、同年12月の第9回閣僚会議(於:バリ、以下MC9)の成果の候補として、貿易円滑化、農業の一部、開発(LDC関心事項を含む)の3分野から成る先行合意パッケージの成立を目指して交渉を進める方向となり、各分野における交渉が加速化された。その結果、MC9においては、上記3分野から成る、ドーハ・ラウンド交渉の部分合意である「バリ・パッケージ」を含むバリ閣僚宣言が合意され、特に、2004年よりドーハ・ラウンド交渉の一分野として進められてきた貿易円滑化交渉が妥結した。貿易円滑化協定に係る改正議定書は当初の2014年7月までの採択予定から遅れて、2014年11月の一般理事会において採択された。

2015年は年明けから、ドーハ・ラウンド交渉をどのように妥結させるのかについての議論が始まった。途上国側は2008年7月時に交渉していたモダリティ案をベースに交渉を行うべきと主張

し、先進国側はそれらモダリティ案が過去に合意できなかったものであることから、それらをベースに議論することはできないと主張し、平行線をたどった。2015年9月になると各国の間で、同年12月の第10回閣僚会議（於：ナイロビ、以下MC10）を失敗させないためにスモール・パッケージ（部分合意）を目指すべきという認識が共有され始め、農業・LDC・ルールなどの分野に注目が集まりはじめた。また、スモール・パッケージの議論と並行し、MC10以降の交渉のあり方（いわゆるポスト・ナイロビ）についても議論となった。日米EU等の先進国は、ラウンド交渉をこれ以上続けても意味のある成果は望めないことから交渉を終了し、WTOはドーハ・マンデートを越えて新たな課題に取り組むべきと主張し、それに対し多くの途上国は、途上国の優遇措置を重視する現行の交渉の枠組を維持するためドーハ・ラウンド交渉を維持すべきと主張した。

MC10ではスモール・パッケージ及びポスト・ナイロビについての交渉が断続的に行われ、当初の会議日程（2015年12月15日～18日）を1日延長し、閣僚宣言及び閣僚決定が採択された。スモール・パッケージについては、①農産品に対する輸出補助金の撤廃を含む農産品の輸出競争の規制等、②LDC向け特惠関税の原産地規則が合意された。ポスト・ナイロビについては、途上国と先進国との対立は最後まで解消できず、閣僚宣言としては異例の両論併記となった。

(5) 近年の動き（第11回閣僚会議以降）

2017年12月に開催された第11回閣僚会議（於：ブエノスアイレス、以下MC11）では、各国間の意見の懸隔が狭まらず、全参加国の合意が必要な閣僚宣言の採択には至らず、議長個人の責任による議長声明が発出された。各論については、電子的送信に対する関税不賦課のモラトリアムの延長、漁業補助金に関する作業計画等について、全加盟国の合意による閣僚決定が発出された。また、全加盟国（マルチ）によるドーハ・ラウンド交渉が停滞する中、近年は、有志国（プルリ）による取組が活発化しており、MC11では、我が国

の働きかけにより、米国、EUを含む70の加盟国が電子商取引に関する閣僚声明を発出したほか、投資円滑化等の分野で多数の加盟国から成る閣僚声明が発出された。

MC11後は、2018年10月にカナダがWTO改革に関する非公式少数国閣僚会合を立ち上げるなど、WTOの改革・現代化に向けた議論が有志国間で行われる一方、ドーハ・ラウンドの交渉分野については、漁業補助金等に関する議論が行われた。

新型コロナウイルスの感染拡大により閣僚会議の開催が延期されてきたが、2022年6月に開催された第12回閣僚会議（於：ジュネーブ、以下MC12）では、全参加加盟国の合意により、MC10以来6年半ぶりに閣僚宣言が採択され、WTO改革を含む重要分野における取組の方向性が示された。また、パンデミックへの対応、食料供給問題への対応、電子的送信に対する関税不賦課のモラトリアムの延長、漁業補助金協定に合意した。

2023年に入ると、LDC卒業国に対するLDC特惠関税制度を含むWTOの各種協定に係る優遇措置の供与期間延長に関する議論が活発になり、一般理事会において議論を重ねた結果、2023年10月、「国連で定めるLDCリストから卒業する国について、LDC特惠関税を含む自主的な優遇措置を撤回するWTOメンバーに対し、円滑かつ持続可能な移行期間を提供するよう奨励する」旨の一般理事会決定が採択された。

2024年2月に開催された第13回閣僚会議（於：アブダビ、以下MC13）では、閣僚宣言において上記一般理事会決定を歓迎する旨が盛り込まれたほか、これまでに実施されたWTO改革の進展を確認し、特に紛争解決制度については、2024年までに全ての加盟国が利用できる完全なかつよく機能する紛争解決制度の実現することを目的として、議論を加速させることに一致した。また、電子的送信に対する関税不賦課モラトリアムについて、第14回閣僚会議（2026年にカメルーンで開催予定）まで延長することに合意した。

(参考1) WTO加盟国・地域 (2024年6月現在)

アジア	イタリア	ウルグアイ
アフガニスタン*	キルギス	ベネズエラ
バングラデシュ*	ラトビア	
ブルネイ	リヒテンシュタイン	アフリカ
カンボジア*	リトアニア	アンゴラ*
中国	ルクセンブルグ	ベナン*
香港	マルタ	ボツワナ
インド	モルドバ	ブルキナファソ*
インドネシア	モンテネグロ	ブルンジ*
日本	北マケドニア共和国	カーボベルデ
カザフスタン	オランダ	カメルーン
韓国	ノルウェー	中央アフリカ*
ラオス*	ポーランド	チャド*
マカオ	ポルトガル	コンゴ
マレーシア	ルーマニア	コートジボワール
モルディブ	ロシア	コンゴ民主共和国*
モンゴル	スロバキア	ジブチ*
ミャンマー*	スロベニア	エスワティニ
ネパール*	スペイン	エジプト
パキスタン	スウェーデン	ガボン
フィリピン	スイス	ガンビア*
シンガポール	ウクライナ	ガーナ
スリランカ	英国	ギニア*
台湾		ギニアビサウ*
タジキスタン	北米	ケニア
タイ	カナダ	レソト*
ベトナム	アメリカ合衆国	リベリア*
		マダガスカル*
中東	中南米	マラウイ*
バーレーン	アンティグア・バーブーダ	マリ*
イスラエル	アルゼンチン	モーリタニア*
ヨルダン	バルバドス	モーリシャス
クウェート	ベリーズ	モロッコ
オマーン	ボリビア	モザンビーク*
カタール	ブラジル	ナミビア
サウジアラビア	チリ	ニジェール*
トルコ	コロンビア	ナイジェリア
アラブ首長国連邦	コスタリカ	ルワンダ*
イエメン*	キューバ	セネガル*
	ドミニカ	セーシェル
ヨーロッパ	ドミニカ共和国	シエラレオネ*
アルバニア	エクアドル	南アフリカ
アルメニア	エルサルバドル	タンザニア*
オーストリア	グレナダ	トーゴ*
ベルギー	グアテマラ	チュニジア
ブルガリア	ガイアナ	ウガンダ*
クロアチア	ハイチ*	ザンビア*
キプロス	ホンジュラス	ジンバブエ
チェコ	ジャマイカ	
デンマーク	メキシコ	オセアニア
エストニア	ニカラグア	オーストラリア
欧州連合	パナマ	フィジー
フィンランド	パラグアイ	ニュージーランド
フランス	ペルー	バブアニューギニア
ジョージア	セントクリストファー・ネイビス	サモア
ドイツ	セントルシア	ソロモン諸島*
ギリシャ	セントビンセント及びグレナディーン諸島	トンガ
ハンガリー	スリナム	バヌアツ
アイスランド	トリニダード・トバゴ	
アイルランド		

計 164カ国・地域

(注) * : LDC (後発開発途上国)

(参考2) WTO協定の構成

本 体

世界貿易機関を設立するマラケシュ協定

多角的貿易協定

附属書 1

附属書 1 A 物品の貿易に関する多角的協定

1994年の関税及び貿易に関する一般協定 [1994年のガット]

1947年のガット

1947年のガットの下で効力を生じた法的文書

解釈了解

マラケシュ議定書 一譲許表

農業に関する協定 [農業協定]

衛生・植物検疫措置に関する協定 [SPS協定]

貿易の技術的障害に関する協定 [TBT協定]

貿易に関連する投資措置に関する協定 [TRIMs協定]

1994年のガット第6条の実施に関する協定 [アンチダンピング協定]

1994年のガット第7条の実施に関する協定 [関税評価協定]

船積み前検査に関する協定 [PSI協定]

原産地規則に関する協定 [原産地協定]

輸入許可手続きに関する協定 [ライセンス協定]

補助金及び相殺措置に関する協定 [補助金協定]

セーフガードに関する協定 [セーフガード協定]

貿易の円滑化に関する協定 [TF協定]

附属書 1 B サービスの貿易に関する一般協定 [GATS] 一約束表

附属書 1 C 知的所有権の貿易関連の側面に関する協定 [TRIPs協定]

附属書 2

紛争解決に係る規則及び手続に関する了解 [DSU]

附属書 3

貿易政策検討制度 [TPRM]

附属書 4

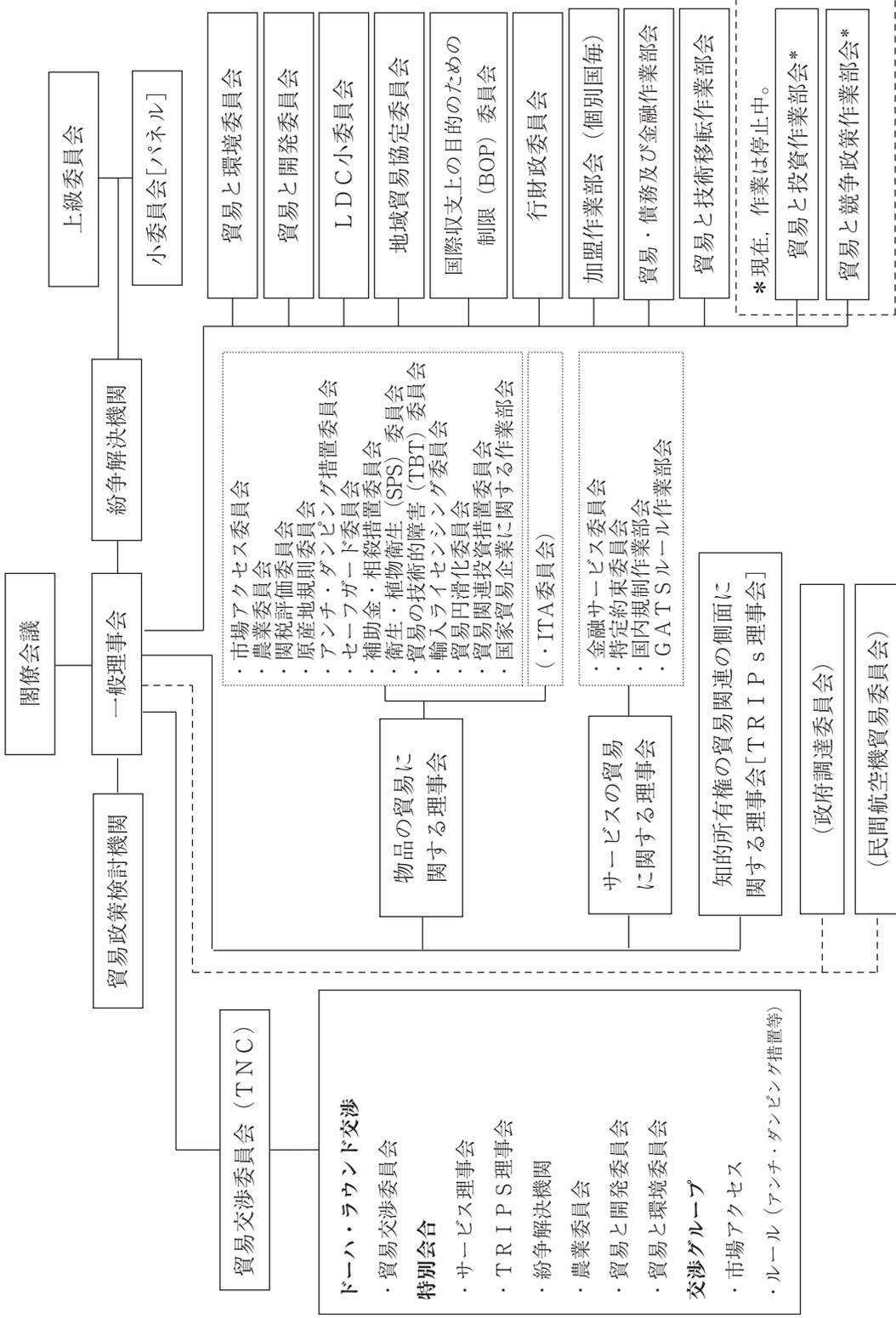
複数国間貿易協定

民間航空機貿易に関する協定

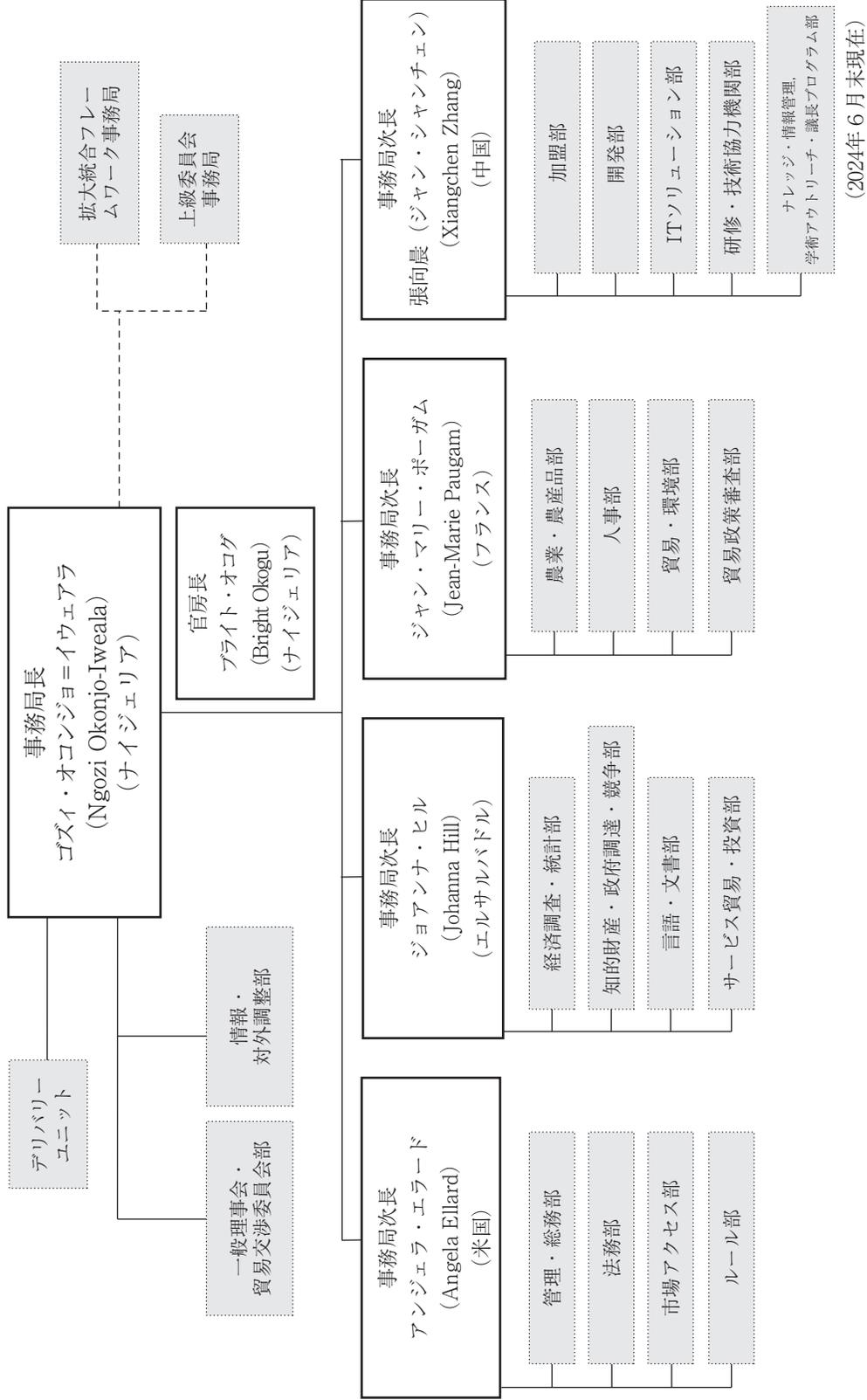
政府調達に関する協定

(2024年6月末現在)

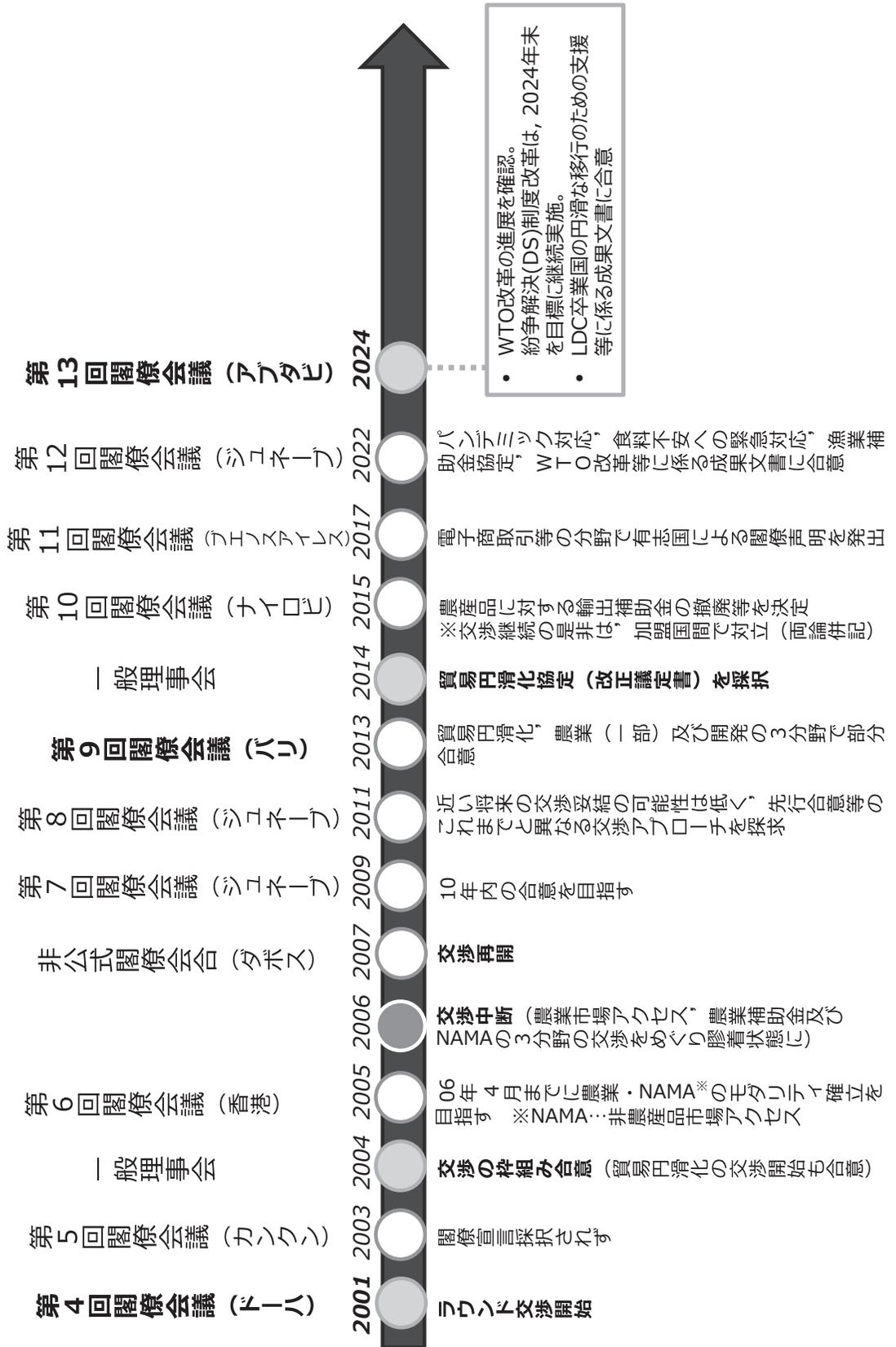
(参考3) WTOの組織



(参考4) WTO事務所の体制



(参考5) WTO交渉の経緯



第2. 経済連携協定（EPA）・自由貿易協定（FTA）等について

1. はじめに

FTA（Free Trade Agreement、自由貿易協定）は、WTOの基本原則である無差別原則の例外として、GATT24条において

- ① 構成国間の実質上全ての貿易について妥当な期間内に関税等を廃止すること
 - ② 域外国に対する関税を引き上げないこと
- の2つの要件を満たす場合に限り、認められた枠組みである。

戦後の我が国は、一貫してGATT・WTOを中心とした多角的貿易体制を対外経済政策の基本としてきた。しかし、1990年代に入ると、94年に米国、カナダ、メキシコによる北米自由貿易協定（NAFTA）が発足するなど、世界の貿易体制の中で自由貿易協定、関税同盟等の地域貿易協定が急増した。90年代後半には、世界のGDP上位30ヶ国・地域の中で自由貿易協定に未参加なのは、日本、中国、韓国、香港、台湾のみという状況になっていた。

このように多くの国がFTAの推進に転じた背景として、FTAは多国間貿易協定に比べより迅速に協定締結に達することが可能であり、貿易創出効果による域内経済の活性化や、別の国とFTAを締結している相手国の市場において自国産品が被っている不利益が解消されるといったメリットが指摘されている。

そうした中、我が国としても、対外経済政策の基本はWTOを中心とした多角的貿易体制の維持・強化に置きつつも、WTO交渉が複雑化し必ずしも早期の成果が望めない分野が多くなっている状況にあって、多角的貿易体制を補完するものとしてFTAの共同研究・交渉に取り組んでいくこととなった。

2002年12月には我が国にとって初のFTAとなる日シンガポール経済連携協定が締結された。同

協定は物品及びサービス貿易の自由化という狭義のFTAにとどまらず、人の移動や投資、政府調達、二国間協力等の分野を含む、包括的な経済連携協定（EPA：Economic Partnership Agreement）という形式をとっており、以降日本が締結した協定は一部を除き、このEPA形式を採用している。近年では、2018年12月のCPTPP（環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定）を皮切りに、HEU・EPA（2019年2月）、日米貿易協定・日米デジタル貿易協定（2020年1月）、日英EPA（2021年1月）、地域的な包括的経済連携（RCEP）協定（2022年1月）が相次いで発効し、2023年6月現在、24か国・地域との間で21のEPA等が発効・署名済となっている。その結果、我が国の貿易総額に占めるEPA等の締約国との貿易額の割合は約8割となった。

EPAの増加にともない、我が国の貿易に占めるEPAの位置づけは益々重要なものとなっており、経済連携の推進とともに、締結済EPAの一層の活用に向けた取組みが必要となっている。国内ではEPAの利活用促進の一環として、相手国の制度等を考慮しつつ、原産地証明書等のデジタル化を含む貿易に係るビジネス環境の整備を引続き進めていくこととしている。また、2024年6月21日に閣議決定された『経済財政運営と改革の基本方針2024』では、「高いスタンダードの経済連携協定であるCPTPPをより開放的かつ先進的なものとするため、新規加入への対応や協定の一般見直しを主導し、もって経済的利益及び地域・世界の繁栄と安定に資するものとする。RCEP協定の透明性のある履行の確保、IPEFを通じたインド太平洋地域での経済連携の促進、WTO体制の強化、EPAの拡大等に取り組む。」とされており、政府の方針として、対外経済連携の促進に取り組むこととしている。

＜日本のEPA交渉等の現状＞

①各国との経済連携の進捗状況

経済連携協定(EPA)等交渉の進捗状況 (2024年6月時点)

発効済

シンガポール(2002年11月(07年9月改正))、メキシコ(2005年4月(12年4月改正))、マレーシア(2006年7月)、チリ(2007年9月)、タイ(2007年11月)、インドネシア(2008年7月)、ブルネイ(2008年7月)、ASEAN(2008年12月(20年8月改正))、フィリピン(2008年12月)、スイス(2009年9月)、ベトナム(2009年10月)、インド(2011年8月)、ペルー(2012年3月)、豪州(2015年1月)、モンゴル(2016年6月)、CPTPP(2018年12月)、EU(2019年2月)、米国(2020年1月)、英国(2021年1月)、RCEP(2022年1月)

署名済

TPP12(2016年2月署名) ※2017年1月に米国が離脱を表明。

交渉中

コロンビア、日中韓、トルコ、バングラデシュ

(GCC、韓国、カナダは交渉中断中。なお、GCCとは2024年中の交渉再開に合意。)

(注1) TPP12(環太平洋パートナーシップ協定)：カナダ、豪州、シンガポール、チリ、日本、ニュージーランド、ブルネイ、米国、ベトナム、ペルー、マレーシア、メキシコ(計12か国)。
 (注2) CPTPP(環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定)：カナダ、豪州、シンガポール、チリ、日本、ニュージーランド、ブルネイ、ベトナム、ペルー、マレーシア、メキシコ、英国(計12か国)。
 発効済国：カナダ、豪州、シンガポール、日本、ニュージーランド、メキシコ(2018年12月)、ベトナム(2019年1月)、ペルー(2021年9月)、マレーシア(2022年11月)、チリ(2023年2月)、ブルネイ(2023年7月)。
 (注3) RCEP(東アジア地域包括的経済連携)：ASEAN加盟国(インドネシア、カンボジア、シンガポール、タイ、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、ラオス)、日本、中国、韓国、豪州、ニュージーランド(計15か国)。
 発効済国：カンボジア、シンガポール、タイ、ブルネイ、ベトナム、ラオス、日本、中国、豪州、ニュージーランド、韓国(2022年2月)、マレーシア(2022年3月)、インドネシア(2023年1月)、フィリピン(2023年6月)。
 (注4) GCC(湾岸協力理事會)：アラブ首長国連邦、オマーン、カタール、クウェート、サウジアラビア、バーレーン。

②現状等

	国・地域	貿易額割合 (2023年)	現 状
発 効 済	シンガポール	1.80%	(協定本体) 2002年11月30日発効 (改正議定書) 2007年9月2日発効
	メキシコ	1.30%	(協定本体) 2005年4月1日発効 (市場アクセスの条件の改善に関する議定書) 2007年4月1日発効 (改正議定書) 2012年4月1日発効
	マレーシア	2.30%	2006年7月13日発効
	チリ	0.70%	2007年9月3日発効
	タイ	3.70%	2007年11月1日発効
	インドネシア	2.60%	2008年7月1日発効
	ブルネイ	0.10%	2008年7月31日発効
	ASEAN	15.00%	(協定本体) 2008年12月1日発効 (投資・サービス貿易等に関する第一改正議定書) 2020年8月1日発効
	フィリピン	1.40%	2008年12月11日発効
	スイス	0.90%	2009年9月1日発効
	ベトナム	2.90%	2009年10月1日発効
	インド	1.40%	2011年8月1日発効
	ペルー	0.20%	2012年3月1日発効
	オーストラリア	5.40%	2015年1月15日発効
	モンゴル	0.05%	2016年6月7日発効
CPTPP	16.70%	2018年12月30日発効	
EU	10.30%	2019年2月1日発効	
米国	15.10%	2020年1月1日発効	
英国	1.30%	2021年1月1日発効	

	国・地域	貿易額割合 (2023年)	現 状
発効済	RCEP (地域的な包括的経済連携)	45.90%	2022年1月1日発効
署名済	TPP12	31.70%	2016年2月署名, 2017年1月日本締結
交渉中等	コロンビア	0.10%	2012年12月交渉開始
	日中韓	25.20%	2013年3月交渉開始
	トルコ	0.30%	2013年11月交渉開始
	バングラデシュ	0.20%	2024年5月交渉開始
	カナダ	1.70%	2012年11月交渉開始
	韓国	5.20%	2003年12月交渉開始
	GCC (湾岸協力理事会)	7.70%	2006年9月交渉開始, 2024年に交渉再開予定。

発効済・署名済の国・地域の貿易額の我が国貿易額全体に占める割合：78.8%

2. CPTPPとRCEPについて

2-1 CPTPP

アジア・太平洋地域の12か国（日本、米国、カナダ、豪州、ニュージーランド、ベトナム、マレーシア、シンガポール、ブルネイ、メキシコ、チリ、ペルー）によるTPP協定（Trans-Pacific Partnership）は、2016年2月に署名されたが、2017年1月に米国でトランプ政権が発足すると、米国はTPPの締約国となる意図が無いことを通知した。

このため、妥結に至ったTPPを実現させるべく、米国を除く11か国は、TPP早期発効の方策につき、同年7月から事務レベルで協議を積み重ねた。集中的に議論を続けた結果として、同年11月にベトナムのダナンにおいて開催されたTPP閣僚会合で、11か国によるTPPの早期発効について大筋合意を達成した。すなわち、新たな協定である「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership）」について、元々の12か国によるTPPの条文を組み込み、一部条文を例外的に「凍結」することで、11か国でTPPを前に進めることに合意した。そして、2018年1月の協定文確定を経て、同年3月にチリのサンティアゴにおいて署名式が行われた。

なお、日本においては、2018年4月にCPTPP及び関連法案の国会審議が開始。協定は6月に国会承認され、関連法案も同月に成立。7月6日、寄託国ニュージーランドに国内手続完了について通報した。

CPTPPの発効要件として、署名国のうち少なくとも6か国が国内法上の手続を完了した旨を書面により寄託国ニュージーランドに通報した日の60日後に効力を生ずることとされている。2018年10月31日までに、メキシコ、日本、シンガポール、ニュージーランド、カナダ、オーストラリアが国内手続を完了し、その60日後にあたる2018年12月30日、当該6か国に対して発効した。

その後、ベトナムについては2019年1月14日、ペルーについては2021年9月25日、マレーシアについては2022年11月29日、チリについては2023年2月21日に、ブルネイについては同年7月12日に発効した。

協定の運営等に関する最高意思決定機関として各締約国政府代表者から成るTPP委員会が設けられており、2019年1月に第1回が東京で、2019年10月に第2回がオークランド（ニュージーランド）で開催された。2020年8月の第3回は、メキシコが議長国を務め、新型コロナウイルス感染症の流行を受けてバーチャルで開催された。2021年6月の第4回、9月の第5回は、我が国が議長国を務め、いずれもバーチャルで開催された。2022年10月には、シンガポールが議長国を務める第6回TPP委員会が開催され、協定の運用状況についての確認が行われるとともに、マレーシアがCPTPP発効のための国内手続を完了させ、同年11月に9番目の締約国になることへの歓迎、英国の加入手続の進展への歓迎と、更なる進捗への期待が表明された。TPP委員会の下には協定の各分野に関する小委員会が設置されており、専門的な

協議がなされている。

現在、CPTPPへの加入に関心を示す国・地域が現れている。2021年2月1日、かねてからCPTPPへの加入関心を示してきた英国が、寄託国ニュージーランドに加入要請を通報した。6月2日に開催された第4回TPP委員会では、英国の加入手続を開始することが決定され、英国の加入を交渉するための作業部会が設置された。加入作業部会第1回会合は、9月28日に開始され、CPTPP参加国及び英国の高級実務者レベル及び専門家レベルでの議論・検討を経て、2022年2月18日以降、市場アクセスを含む包括的な交渉プロセスへ移行。2023年3月31日には、加入作業部会の閣僚会合を受けて、交渉が実質的に妥結した旨の閣僚共同声明が発出され、同年7月16日のTPP委員会の機会に、英国加入議定書に署名がなされた。

そのほか、2021年9月には中国と台湾、12月にはエクアドル、2022年8月にはコスタリカ、12月にはウルグアイ、2023年5月にはウクライナが加入要請を行ったが、いずれも加入手続は開始されていない。

2-2 RCEP

RCEP協定は、ASEAN10か国（ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム）、日本、中国、韓国、豪州及びニュージーランドの計15か国が参加する経済連携協定であり、世界のGDP総額、貿易総額及び人口の約3割、日本の貿易総額の約5割を占めている。日本にとっては中国及び韓国との初めてのEPAとなる。

本協定は、中国の提案により2005年4月に民間研究が開始されたASEAN+3（ASEAN10か国+日中韓）と、日本の提案により2007年6月に民間研究が開始されたASEAN+6（ASEAN10か国+日中韓、豪州、ニュージーランド、インド）という二つの構想が併存していたところ、2011年11月の東アジアサミットにおいて、ASEANが、ASEAN+3とASEAN+6を区別しない新たな枠組みとして、RCEP（Regional Comprehensive Economic Partnership、地域的な包括的経済連携（交渉中は「東アジア地域包括的経済連携」と呼称））協定を提案、その検討が進められることとなったものである。

2012年8月のASEAN+FTAパートナー諸国経済大臣会合において、「RCEP交渉の基本指針及び目的」が採択された後、同年11月のASEAN関

連首脳会議（於：カンボジア）の機会に、RCEP交渉の開始を宣言。2013年5月に、2015年末までの交渉完了を目指して、第1回交渉会合が開催された。その後、2020年8月の第8回閣僚会合においてインドを除く15か国で交渉妥結、同年11月15日の第4回RCEP首脳会議において15か国で署名¹。2022年1月1日に日本、ブルネイ、カンボジア、ラオス、シンガポール、タイ、ベトナム、豪州、中国、ニュージーランドの10か国の間で発効、また同年2月1日に韓国、同年3月18日にマレーシア、2023年1月2日にインドネシア、同年6月2日にフィリピンについてそれぞれ発効した。2023年のEPA税率適用輸入額では、RCEPの適用輸入額が約35%を占め、最も多くなっている。

3. 交渉中（及び交渉開始予定）のEPA・FTAについて

(1) 日・バングラデシュEPA

2022年12月、バングラデシュとの国交50周年の機会を捉え、共同研究を立ち上げることで一致した。2023年4月から、同年9月までに3回の共同研究を開催し、同年12月に共同研究報告書を公表した。共同研究報告書において、交渉開始が提言されたことを踏まえ、2024年3月にEPA交渉開始を決定し、同年5月に第1回の交渉会合が開催された。

(2) 日GCC・FTA

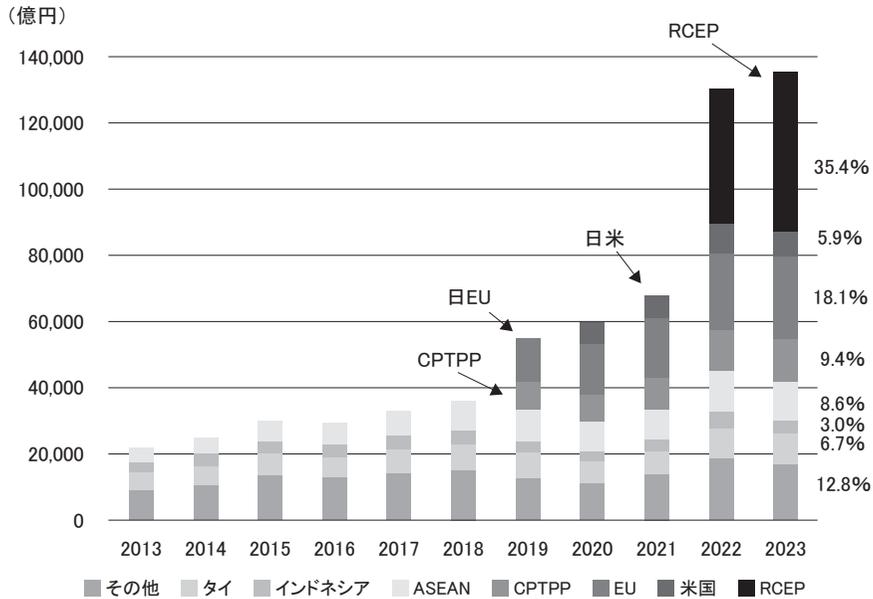
2006年に交渉開始したものの、2009年にGCC側が日本を含む全ての国とのFTA交渉を中断した。しかし、2023年7月16日、岸田首相が中東歴訪中にブダイウィGCC事務総長の表敬を受け、かつてないレベルで日本とGCC諸国との間の経済関係が活発化していることを踏まえ、貿易・投資を促進する法的基盤として、2024年中の交渉再開と、それに向けた事前協議の開始で一致した。

(3) 日中韓FTA

2009年10月の日中韓サミットにおいて日中韓FTA産官学共同研究の早期開始について合意されたことを受け、2010年5月から日中韓FTA産官学共同研究が開始され、2012年3月に「産官学共同研究報告書」が取りまとめられた。2012年5月の日中韓サミットにおいて、日中韓FTAの年

¹インドは、2012年11月のRCEP交渉立上げ宣言以来、2019年11月の第3回RCEP首脳会議に至るまでの7年間にわたり、交渉に参加してきたが、その後の交渉には参加しなかった。我が国を始め、各国は、その戦略的重要性から、インドの復帰を働きかけたが、2020年の本協定の署名は、インドを除く15か国となった。

(参考) EPA税率適用輸入額推移 (2013年~2023年)



(出所) 財務省 経済連携協定別時系列表

内交渉開始で一致。同年11月の日中韓経済貿易担当大臣会合（於：プノンペン）の際に日中韓FTA交渉の開始が宣言され、2013年3月に第1回交渉会合を開催、これまでに16回の交渉会合が開催されている。

(4) 日・コロンビアEPA

2011年9月に開催された日コロンビア首脳会談（サントス大統領、野田首相（当時）於：東京）において、共同研究の開始に合意。同年11月から2012年5月までに3回の共同研究会合を開催し、同年7月に日コロンビアEPA交渉入りの提言を含む報告書が取りまとめられた。同年9月の国連総会の機会に日コロンビア首脳会談（サントス大統領、野田首相（当時））を開催し、交渉開始に

合意したことを受け、同年12月に第1回交渉会合が開催され、これまでに13回の交渉会合が開催されている。

(5) 日・トルコEPA

2012年7月に開催された日トルコ貿易・投資閣僚会合（於：東京）において、日トルコEPA交渉開始の可能性を検討する官民共同研究の立上げに合意。同年11月からの2回の共同研究会合を経て、2013年7月に日トルコEPA交渉開始を提言する共同研究報告書が公表された。これを受け、2014年1月の日トルコ首脳会談（エルドアン首相（当時）、安倍首相 於：東京）において交渉開始に合意。これまでに17回の交渉会合が開催されている。

第3. 最近の米国の通商政策について

1. 総論

2020年の米国大統領選挙において、現職大統領（当時）であるドナルド・トランプに勝利した民主党のジョー・バイデンは、2021年1月20日に第46代米国大統領に就任した。TPPから離脱する等多国間枠組みに否定的であったトランプ前大統領に対して、バイデン大統領はWTO改革に取り組む方針を示したほか、同盟国との連携を強化する姿勢を鮮明にした。

我が国との関係では、トランプ前政権時に、2019年9月25日の日米首脳会談で最終合意に至った日米貿易協定・日米デジタル貿易協定が、同年10月7日の署名を経て2020年1月1日に発効した。また、バイデン政権発足後、2021年4月16日の日米首脳会談において、日米首脳共同声明「新たな時代における日米グローバル・パートナーシップ」が発出され、デジタル貿易協力や気候変動に関する目標に資する通商政策の策定、世界貿易機関（WTO）改革等の促進に取り組み、両国の強固な二国間通商関係を維持・強化することが確認された。2021年11月に、通商分野における日米共通のグローバル・アジェンダやインド太平洋地域における協力及び日米二国間の通商協力等に関する議論を行う「日米通商協力枠組み」の立ち上げに合意した。2022年3月には第1回会合が開催され、2023年2月までに会合が3回開催されている。また、2022年1月には、日米首脳会談にて閣僚級の「日米経済政策協議委員会」（いわゆる経済版2+2）の立ち上げに合意した。同年7月には第1回会合が開催され、「日米競争力・強靱性（コア）パートナーシップ」に基づく日米間の経済協力と相互交流の拡大・深化や、インド太平洋地域及び国際社会におけるルールに基づく経済秩序の確保等について、議論された。また、2023年11月には、第2回経済版「2+2」閣僚会合が開催され、2024年4月の日米首脳会談においても、同枠組みの下で、透明、強じんかつ持続可能なサプライチェーンの構築に向けて議論が開始されたことが歓迎された。

多国間の枠組みとしては、インド太平洋地域での中国の台頭を念頭に、バイデン大統領は2022年5月の日米首脳会談に際して、インド太平洋経済枠組み（IPEF: Indo-Pacific Economic Framework

for Prosperity）の立ち上げを発表した。現時点での参加国は、日本、米国、豪州、ブルネイ、フィジー、インド（柱1は交渉不参加）、インドネシア、韓国、マレーシア、ニュージーランド、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナムの14か国。同枠組みでは、主に、貿易（柱1）、サプライチェーン（柱2）、クリーン経済（柱3）、公正な経済（柱4）の4つの分野について議論。ただし、物品市場アクセス交渉は含まれていない。これらのうち柱2については、2023年5月にIPEF サプライチェーン協定として実質妥結が発表され、同年11月に署名がなされ、2024年2月に発効した。柱3・4については、2023年11月の首脳会合及び閣僚会合にて、それぞれIPEFクリーン経済協定、IPEF公正な経済協定として実質妥結が発表され、2024年6月に署名された。柱1は議論を継続している。

このように米国は日本を含む同盟国との連携に取り組む一方で、中国との関係では、トランプ前大統領が発動した貿易制限的な措置を当面維持する等、米国に有害な中国の不正な貿易慣行に対処するため、全ての利用可能な手段を用いる方針を示している。

2. バイデン政権下における通商政策の基本方針

2021年3月1日に米国通商代表部（USTR）より、「2021年の通商政策課題と2020年の年次報告」が発表され、通商政策の基本方針が示された。その中で、WTOに必要な改革に向けたオコンジョ＝イウエアラ事務局長及びパートナー国と協力すること、デジタルエコノミー分野におけるハイスタンダードなルールの構築を目指すこと等、同盟国や国際機関と連携する方向性が示されている。

一方、中国との関係では、米国に有害な中国の不正な貿易慣行に対処するため、全ての利用可能な手段を用いること、新疆ウイグル自治区等における強制労働による人権侵害問題へ最優先で対処すること、中国に既存の貿易面での義務を遵守させ、国際貿易ルールに空白がある場合、パートナー国や同盟国と協力して対処することが記載されている。

このほか、バイデン政権は、貿易協定における労働規定義務の規定・完全な履行等、労働者中心

の貿易政策や、貿易協定への強力な環境基準の規定等、温室効果ガス排出の課題に取り組むための国際的なルール作りを模索する姿勢を打ち出している。

2023年3月及び2024年3月に発表された同報告書では、IPEF等において米国がリーダーシップを発揮し、引き続き環境・労働分野へ注力するとともに、新型コロナウイルス感染症やロシアによるウクライナ侵略により脆弱性を示した半導体等のサプライチェーンの強靱化に取り組むこと等が明記されている。中国との関係では、米中間接は世界にとっても重大な影響をもたらすとし、引き続き不公正な貿易慣行への対処が必要であるとされている。

3. 日米貿易協定・日米デジタル貿易協定交渉

2018年9月26日の日米首脳会談において、日米物品貿易協定交渉の開始が合意された後、2019年4月に茂木内閣府特命担当大臣（経済財政政策）とライトハイザー通商代表との間で閣僚協議が開催され、農産品・自動車を含む物品貿易の議論が開始された。また、デジタル貿易の取扱いについても、適切な時期に議論を行うこととされた。その後、交渉を重ねた結果、同年9月25日の日米首脳会談の際に日米共同声明が発出されたことで日米貿易協定・日米デジタル貿易協定が最終合意に達したことを確認した。両協定は同年10月7日の署名を経て12月4日に国会で承認され、2020年1月1日に発効した。

日米貿易協定は日米間の物品貿易に関する協定であり、日本と米国の経済規模を合わせると、世界のGDPの約3割を占める。また、日米共同声明及び日米首脳会談において、日本の自動車及び自動車部品に対し追加関税を課さない旨が確認されている。

また、日米デジタル貿易協定の目的は、①日米間で円滑で信頼性の高い自由なデジタル貿易を促進するためのルールを整備し、それによって日米間のデジタル貿易を促進すること、②日米両国がデジタル貿易に関する国際的なルール作りにおいて主導的な役割を果たしていく基盤となることの2点がある。

4. 米中間での関税引上げ措置

2018年6月15日、USTRは航空宇宙、情報通信技術等、500億ドル規模の輸入品に対し、25%の追加関税を段階的に賦課するリストを公表し、

340億ドル分については7月6日から追加関税を賦課した（「第1弾」）。また、プラスチック製品や集積回路等160億ドル相当の輸入品に対する追加関税（「第2弾」）を8月から開始した。中国商務部も報復措置として、大豆等の農産物、自動車等約500億ドル規模の輸入品に対して、25%の追加関税を賦課すると発表した。更に、米国は9月24日より、食料品、衣料品等2,000億ドル相当の輸入品に対し10%の追加関税措置を發動し、同追加関税率を2019年1月1日より25%に引き上げることを発表した（「第3弾」）。中国も9月24日より、LNGや金属加工機械等600億ドル相当の輸入品に対し5～10%の追加関税措置を發動した。

その後、トランプ大統領は、中国からの輸入品3,000億ドル相当に対し、9月1日より10%の追加関税措置（「第4弾」）を実施する旨を表明した。そして、USTR実施の意見公募等の結果を踏まえ、特定の対象項目（約1,600億ドル相当）への追加関税措置は12月15日まで延期との決定がなされた。これに対し中国は、8月23日、石油や農産物等約750億ドル相当のアメリカからの輸入品に対し5%または10%の追加関税を9月1日及び12月15日から賦課することを発表した。併せて、2018年12月の米中首脳会談を受けて停止されていた自動車及び同部品への追加関税賦課（5%または25%）についても、2019年12月15日から復活させると発表した。これを受けてUSTRは同日、第1弾から第3弾（25%）及び第4弾（10%）の追加関税率をそれぞれ5%引き上げることを公表した。

追加関税措置第4弾のうち9月1日に実施予定の衣類、テレビ等（1,200億ドル相当）に対する追加関税措置は実施されたものの、トランプ大統領は、10月1日に予定していた追加関税率の引上げを10月15日に延期する旨を表明した。その後、10月10、11日の閣僚級協議において米中間で「第一段階の合意」がなされたとして、トランプ大統領は、10月15日に実施予定の第1弾から第3弾の追加関税率を5%引き上げる方針を見送る旨を表明した。

12月13日、米中両政府は改めて第一段階の合意に達したと発表した。同日、USTRは、第4弾に関し12月15日実施予定分の発動を見送るとともに、9月1日実施分の追加関税率を15%から7.5%へ引き下げると発表した。また、中国國務院関税税則委員会も12月15日、第4弾に関し、12月15日実施予定分の発動を見送ると発表するとともに、

2018年12月14日以降賦課を停止していたアメリカから輸入する自動車及び同部品への追加関税の再開も見送ると発表した。

2020年1月15日には、第一段階合意文書への署名が行われ、USTRは同日、上述の第4弾（9月1日実施分）の追加関税率の引下げを2020年2月14日から適用する旨を公表した。また、中国国務院関税税則委員会政府も2月6日、9月1日実施分の追加関税率を10～5%から5～2.5%へ引き下げることを発表した。

なお、「第1弾」および「第3弾」は、2020年9月15日に発表されたWTO紛争解決パネル報告書において、WTO協定上認められる範囲を逸脱しているとされた。これに対し、報告書発表の同日、USTRは声明を発表し、「パネル報告書はWTOが中国の有害な行為を止めるには完全に不十分であると示した」としつつ、「本報告書は（2020年2月に発効した）米中間の第一段階の合意には何ら影響しない」とした。2020年10月26日、米国は上級委員会に申立を行ったが、2019年12月以降、上級委員会は新規案件の審理が事実上不可能な状況となっている。

2021年1月にバイデン政権が発足したのちも当該措置は継続されており、第二段階合意への日程は未定。タイ通商代表は2021年3月29日トランプ前政権が中国製品に課した関税は当面維持される旨発言している。また、2021年5月26日、米国は、バイデン政権発足後初となる中国との閣僚級の貿易協議を開催し、双方の懸念事項について意見交換を行った。2021年10月8日、タイ通商代表と劉鶴副首相の電話協議が行われ、USTRによると両者は第一段階合意について実施状況を確認し、未解決の問題について協議を行うことで合意したとのこと。一方、中国商務省によると、中国側から追加関税と制裁の撤回が要求されたとされる。その後、2021年11月15日、米中首脳会談がオンラインによって開催され、中国による不公正な貿易・経済慣行等が議論されたとされる。

その後、新疆ウイグル自治区における人権問題

を懸念した米国政府によって、対中輸出管理や証券投資規制の強化、北京五輪の外交的ボイコットが行われるなど緊張状態が続き、バイデン大統領は2022年1月19日の記者会見において、「中国が第一段階の経済・貿易協定の約束を履行し、追加関税の一部を撤廃できると言えるようになるのが望ましいが、そのような状況にはまだない」との認識を示した。

2022年3月に公表された「2022年の通商政策課題と2021年の年次報告」においても、拙速な対中措置は米国自身の脆弱性を生むと指摘するなど、USTRを中心に慎重な対中姿勢を崩していなかったが、同年4月にはイエレン米財務長官が、約40年ぶりの水準とされる高インフレが国民生活に与える悪影響への対策として、対中関税の見直しに前向きである旨を発言。また、5月23日の日米首脳会談に際して、バイデン大統領自身も対中関税引下げを検討していると述べた。

その後2022年11月の中間選挙後も対中追加関税の見直しの議論はされず、2023年3月に発表された「2023年の通商政策課題と2022年の年次報告」においても、米国が公平に競争できるように、利用可能なあらゆる手段を使い続け、米国や他の国の労働者や企業に損害を与える中国の不公正で反競争的な慣行と戦うために、同じ考えを持つパートナーと共に積極的に取り組むとの記載ぶりであり、これらは2024年3月に発表された同報告でも維持された。

このような中で2023年7月にはイエレン米財務長官が訪中。同年9月には同長官と中国側の何副首相の指揮下に、経済ワーキンググループ及び金融ワーキンググループの設置を発表。これらは継続した議論のチャンネルを確保し、忌憚ない意見交換を行うものであるとされ、2024年4月までに4回開催された。一方で同年5月14日、ホワイトハウスは中国からの輸入品のうち重要鉱物、太陽電池、鉄鋼、半導体、EV等について2024年から2026年にかけての関税引き上げを発表している。

第4. 諸外国税関当局との協力

1. 税関協力会議等

WCO（世界税関機構）を中心とした多国間での税関当局の対話・協力の枠組みとともに、二国間や地域レベルでの当局間の協力を深めることも、税関手続の調和・簡素化による貿易円滑化や税関当局間の情報交換等による水際取締りの強化を効果的に進めるために重要であり、我が国も関係の深い国との対話を積極的に進めている。

(1) 日米

①日米税関協力会議

日米税関協力会議は、1982年1月の米国関税庁（当時：組織再編により現在は国土安全保障省税関国境取締局）長官が来日した際の関税局長との会談を契機に、2004年まで日米交互に開催してきた。その後は、WCO総会等の機会を捉えてバイ会談を行っており、2009年6月には、日米間のAEO相互承認取決めに署名した。

②CSI（Container Security Initiative）

米国関税庁は、2001年9月の同時多発テロの発生を受け、2002年1月、米国向け海上コンテナに大量破壊兵器を隠匿し米国内で爆発させる等のテロを未然に防止するため、米国向けコンテナ貨物を船積みする外国の港に米国税関職員を派遣し、当該国税関と協力して危険性の高いコンテナの特定を行うCSI（海上コンテナ安全対策）を提案。

我が国との間では、2003年3月より順次、横浜港、東京港、神戸港及び名古屋港を対象として実施しており、相互主義の観点から日本からもロサンゼルス・ロングビーチ港へ職員を派遣している。

(2) 日カナダ

①日加税関協力会議

カナダ国境サービス庁（カナダ税関当局）との協力関係を強化するため、2005年6月に第1回日加税関協力会議をカナダ・オタワにて開催し、日・カナダ税関協力取決め（当局間取決め）に署名した。2008年6月には第2回会議が同じくオタワにて開催。その後は、WCO総会等の機会を捉えてバイ会談を行っており、2010年6月には、日カナダ間のAEO相互承認取決めに署名した。

(3) 日中韓

①日中韓関税局長・長官会議

日中韓3か国の税関協力は、日中韓関税局長・長官会議（TCHM：Tripartite Customs Heads

Meeting）の枠組みの下で進められている。TCHMは、税関行政上の諸問題について日中韓3か国の税関当局（我が国：財務省関税局、中国：海関総署、韓国：関税庁）のトップが率直な議論を行い、税関が直面する課題について共通認識を深めるとともに、情報交換等の協力関係を一層強化するため、2007年から開催されている。これまで6回開催されており、直近の会議は2017年11月、我が国（東京）で開催。

②日中税関協力会議

中国の税関当局との連携強化を図ること等を目的とし、関税局長・海関総署長レベルの会議として開催することとしており、2000年5月の第1回会合（於：北京）以降、これまでに7回開催。

直近の会議は、第6回日中韓関税局長・長官会議の機会に併せて2017年11月に我が国（東京）において開催。

③日韓税関協力会議

1970年7月、第4回日韓定期閣僚会議（於：ソウル）の合意に基づいて日韓税関実務会議を設置。2002年3月の会合（於：東京）から局長・庁長レベルに格上げされ、税関当局間の協力案件について議論する場として現在まで通算33回開催。

直近の会議は、2024年5月に我が国（東京）において開催。

(4) 日ASEAN

・日・ASEAN関税局長・長官会合

1999年5月にASEAN事務局から、ASEAN関税局長・長官会議（年1回開催）の際に我が国関税局長を招いて日・ASEAN間における関税技術協力について非公式に意見交換を行いたい旨打診がなされたことを受け発足した。同年7月に第1回協議がマレーシアで開催されて以降、毎年ASEAN関税局長・長官会議に併せて開催され、ハイレベルでの意見交換が行われている。併せて個別国との政策協議も実施している。

(5) 日EU

・日EU税関協力合同委員会（JCCC：Joint Customs Cooperation Committee）

2008年2月1日に発効した税関相互支援協定に基づき、税関協力に関する共通の関心事項等を議論するため、日EU税関当局の関税局長レベルの会議として、2008年2月からJCCCを開催。直近では、2019年6月にブリュッセルにおいて第9回

会議が開催された。

(6) 日露

・日露局長級税関協力会議

2009年10月、日露税関相互支援協定（2009年5月発効）のフォローアップ実務者会合がモスクワで開催され、局長・長官級の会議を立ち上げることで合意した。これに基づき、2010年9月に第1回日露局長級税関協力会議（於：東京）を開催。

直近では、2017年4月に東京において第5回会議を開催し、貿易円滑化手法等に関する意見交換を行う専門家対話の設置等、日露貿易円滑化に関する協力覚書に署名した。

(7) 日豪

・日豪税関協力会議

1998年4月、豪州税関庁長官が来日した際の税関長との会談を契機に、日豪税関当局の長をヘッドとする会議として開始。最近ではWCO総会等の機会を捉えてバイ会談を行っており、2003年6月には「日本税関当局と豪州税関当局間における協力枠組み」に署名し、2017年7月には、同枠組みを「税関に係る事項における日本国税関当局と豪州移民・国境警備省との間の協力枠組み」と改定した上で署名した。また、2019年6月には日豪間のAEO相互承認取決めに署名した。

(8) 日NZ

2004年4月に署名された「日・ニュージーランド税関当局の協力枠組み」のフォローアップとして、日NZ税関協力会議を開始し、2008年5月の第2回税関協力会議（於：東京）では、日NZ間のAEO相互承認取決めに署名した。

2. 税関相互支援協定等

(1) 税関相互支援協定（CMAA：Customs Mutual Assistance Agreement）

我が国税関は、社会悪物品の密輸の防止、知的財産侵害物品の水際取締りの強化等を目的として、外国税関当局と情報交換を実施している。このうち、我が国税関から外国税関当局への情報提供は、関税法第108条の2に基づいて実施されるが、その際、同規定は、相手国の税関当局も情報提供できる相互主義や、当該外国の守秘義務、目的外使用の禁止等を求めている。外国税関当局との間でこうした要件を担保し、手続を明確化する手段として、

- ・CMAA（二国間／法的拘束力を有する政府間協定）、
- ・経済連携協定（税関の相互支援に係る規定が

盛り込まれているもの）（二国間又は多国間／法的拘束力を有する政府間協定）、

- ・当局間取決め（二国間／法的拘束力のない税関当局同士の取決め）、

を締結してきた（上記3つをまとめてCMAA等と呼ぶ）。

我が国は主要な貿易相手国との間でCMAA等の締結に取り組んできており、2024年6月現在、41か国・地域との間でCMAA等を締結、2023年におけるこれらの国・地域との貿易額は、我が国の貿易額全体の約9割を占めるまでになっている。これにより、情報交換件数が増加するなど一定の効果が見られている。

また、CMAA等においては、情報交換に加え税関手続の調和化・簡素化について協力すること等についても規定されており、CMAA等の締結をきっかけとして情報交換以外の分野における税関当局間の協力が実現する可能性があるというメリットもある。

(2) 税関相互支援協定等の骨子

①支援・協力の内容

・情報交換

相手国税関当局の要請又は自らの判断により、関税法令の適正な適用の確保及び不正薬物・銃砲等の密輸、知的財産侵害等の関税法令違反の防止、調査及び処置等のために必要な情報の交換を行う。

なお、提供される情報は、秘密として取り扱われ、また、同意のない限り、裁判所又は裁判官の行う刑事手続に使用されない。

・特別な監視

関税法令に反する（又はその疑いのある）者、物品、輸送手段等に対する情報提供及び監視。

②支援・協力の条件

- ・全ての支援及び協力は、それを提供する国の国内法令に従い、かつ、税関当局の利用可能な資源の範囲内で行われる。

- ・主権、安全、公共政策その他重大な国益を侵害する場合には、その支援を拒否又は留保することができる。

(3) 税関相互支援協定等の現状（2024年6月末現在）

発効済 又は 署名済 (41か国・ 地域 注1)	○税関相互支援協定 米国 (1997.6), 韓国 (2004.12), 中国 (2006.4), EU (2008.2), ロシア (2009.5), オランダ (2010.3), イタリア (2012.4), 南アフリカ (2012.7), ドイツ (2014.12), スペイン (2015.5), ノルウェー (2016.9), メキシコ (2018.7), ウズベキスタン (2019.12), 英国 (2021.1), ブラジル (2021.9), ウルグアイ (2021.10), モルドバ (2022.6), バングラデシュ (2023.4), ボリビア (2023.6), イラン (2021.8署名) ○経済連携協定関連 注2 シンガポール (2002.11), マレーシア (2006.7), タイ (2007.11), インドネシア (2008.7), プルネイ (2008.7), フィリピン (2008.12), スイス (2009.9), ベトナム (2009.10), インド (2011.8, 2022.5改定), ペルー (2012.3), オーストラリア (2015.1), モンゴル (2016.6), CPTPP (※) (※) CPTPP参加国: メキシコ (2018.12), シンガポール (2018.12), ニュージーランド (2018.12), カナダ (2018.12), オーストラリア (2018.12), ベトナム (2019.1), ペルー (2021.9), マレーシア (2022.11), チリ (2023.2), プルネイ (2023.7), 英国 (2023.7署名) 注3 ○税関当局間取決め オーストラリア (2003.6, 2017.7改定), ニュージーランド (2004.4, 2014.6改定), カナダ (2005.6), 香港 (2008.1), マカオ (2008.9), フランス (2012.6), ベルギー (2017.7), オーストリア (2019.5) ○その他 台湾 (2017.11) 注4
--------------------------------------	---

- (注1) 別形式の枠組みが複数ある国については1か国として計上(例: オーストラリアとは経済連携協定, CPTPP及び税関当局間取決めを作成)
- (注2) 経済連携協定の中に税関相互支援に係る規定が盛り込まれているもの
- (注3) CPTPPについては, 協定寄託国であるニュージーランドへの国内法上の手続完了の通報を完了した国について, 協定の効力が発生
- (注4) 台湾については, 公益財団法人日本台湾交流協会と台湾日本関係協会との間の民間取決め
- (注5) () 内は発効年月
- (注6) 下線は, 外国税関当局との情報交換拡充のための平成24年度の関税法改正の内容が盛り込まれているもの

3. AEO相互承認

AEO制度を導入した各国税関当局間において, 同制度を相互に承認し, 一層の二国間の安全かつ円滑な物流を目指す取組みが, 近年, 各国で進展している。我が国はこれまで, ニュージーランド, 米国, EU, カナダ, 韓国, シンガポール, マレーシア, 香港, 中国, 台湾(注), オーストラリア, 英国, タイとの間で相互承認取決めに署名・実施したほか, 各国と協議等を行っている。

(注) 台湾との取決めは, 民間機関である公益財団法人日本台湾交流協会と台湾日本関係協会との間で作成された取決め。

AEO相互承認に係る我が国と各国・地域との

取組み状況は以下のとおり。

- ①ニュージーランド
2008年5月, 相互承認取決めに署名。同年10月より実施。
- ②米国
2009年6月, 相互承認取決めに署名, 実施。なお, 実施対象の双方向化は2012年12月より実施。
- ③EU
2010年6月, 相互承認取決めに署名。2011年5月より実施。
- ④カナダ
2010年6月, 相互承認取決めに署名。2012年11月より実施。
- ⑤韓国
2011年5月, 相互承認取決めに署名。同年11月より実施。
- ⑥シンガポール
2011年6月, 相互承認取決めに署名。同年8月より実施。
- ⑦マレーシア
2014年6月, 相互承認取決めに署名。2015年3月より実施。
- ⑧香港
2016年8月, 相互承認取決めに署名。同年10月より実施。
- ⑨中国
2018年10月, 相互承認取決めに署名。2019年6月より実施。
- ⑩台湾
2018年11月, 「認定事業者制度の相互承認に関する公益財団法人日本台湾交流協会と台湾日本関係協会との間の取決め」(略称「AEO相互承認に係る日台民間取決め」)に署名。2019年5月より実施。
- ⑪オーストラリア
2019年6月, 相互承認取決めに署名。同年9月より実施。
- ⑫英国
2020年12月, 相互承認取決めに署名。2021年1月より実施。
- ⑬タイ
2022年4月, 相互承認取決めに署名。同年9月より実施。
- ⑭その他
スイス, インド及びインドネシアとの間でAEO相互承認に向けて協議中。

4. 原産地証明書のデータ交換に向けた取組

2022年1月発効のRCEPなど、メガEPAを含めた各種EPAが進展する中、日本が締結するEPAの原産地証明手続は、輸入者等が自ら貨物が原産品であることを示す自己申告制度が導入されている一部のEPAを除き、多くのEPAで第三者証明制度（※）が採用されている。

（※）輸出締約国当局又は当該当局が指定する機関が輸出者等に対して原産地証明書を発給する制度

日本への輸入についてはPDFファイル等での原産地証明書の提出が可能となっているが、日本からの輸出については、EPAの利用が多いASEAN向けなど、各国の税関当局から紙原本の提出が求められる場合が多く、産業界からはASEAN各国の税関当局における原産地証明書の

PDFファイル等による受理及び当局間の原産地証明書のデータ交換に期待する声がある。

当局間の原産地証明書のデータ交換は、PDFファイル等による受理よりもさらに迅速なやり取りが可能であり、原産地証明書の真正性が確保されるメリットもあり、ASEAN域内では既に原産地証明書のデータ交換が実施されている。

総合的なTPP等関連政策大綱（2020年12月8日改訂）においても「原産地証明書等のデジタル化を含む貿易に係るビジネス環境の整備に取り組む。その際には相手国の制度等を考慮する」ことが掲げられており、2021年、タイ、インドネシア及びASEANとの原産地証明書のデータ交換に係る協議を開始。日インドネシアEPAについては、2023年6月26日より運用を開始し、日タイEPA及びAJCEPについては引き続き協議が進められている。

第5. 世界税関機構 (WCO) について

1. 概要 (資料1)

世界税関機構 (WCO: World Customs Organization) は、1952年11月に設立された、税関制度の調和・統一、関税行政に係る国際協力を目的とする国際機関であり、本部はベルギーのブリュッセルに置かれている。2024年6月現在、186ヶ国・地域が加入している (我が国は1964年6月に加入)。なお、設立条約上は「関税協力理事会 (CCC)」であるが、通称として「WCO」の名称が使用されている。

現在の事務総局長は、米国のIan SAUNDERS (イアン サンダース) 氏 (任期: 2024年1月～2028年12月)。なお2009年1月～2023年12月の15年間は、我が国出身の御厨邦雄氏が、アジア諸国から就任した初の人物としてWCO事務総局長を務めていた。

2. 沿革

戦後、欧州13ヶ国は、関税同盟設立の可能性を検討するため、1947年にブリュッセルに欧州関税同盟研究グループを設置した。結局、関税同盟は実現しなかったが、関税分類・評価の研究の成果を世界的に広げようとの見地から、条約としてまとめることになった。その条約を管理する機関として、1952年に「関税協力理事会を設立する条約」により、関税協力理事会が設立された。

3. 活動内容

(1) 税関手続の国際的統一

WCOは、各国の税関手続の簡易化を図るとともに税関手続の調和を進め、これにより国際貿易の円滑な発展を促進するため、税関手続の国際標準を定めた「税関手続の簡易化及び調和化に関する国際規約」 (以下「京都規約」という。) を1973年に採択 (我が国は1976年に加入)。

その後、京都規約について、近年の電算化や関税技術の進歩に伴いアップデートするための見直しが行われ、あわせて規約の解釈や実施の方法に関するガイドラインを作成する等、手続の調和に向けた作業が行われた。

1999年6月のWCO総会において京都規約の改正案である改正京都規約が採択され、2006年2月3日に締約国数が発効規定数の40ヶ国に達し発効

した (我が国は2001年6月に加入。2024年6月末現在、締約国は136ヶ国・地域及びEU)。

(2) 商品分類の統一

WCOにおいて策定された「商品の名称及び分類についての統一システム (略称HS)」は、1988年1月から発効しており、2024年6月現在、160ヶ国・地域及びEUが加入し、国際的に統一された国際貿易に関わる品目の分類表として広く用いられている。

(3) 関税評価協定の統一適用

1981年1月に発効したGATT関税評価協定に基づき、WCOに関税評価技術委員会が設置されている。同委員会においては、同協定の統一的適用を図るため、同協定適用上の技術的問題の検討、国際的指針となる文書の作成等の作業を行ってきた。

なお、GATT関税評価協定は1995年のWTO設立に伴い、WTO関税評価協定として継承されている。

(4) 原産地規則

WTOの原産地規則に関する協定に基づき、同協定の適用及び非特惠原産地規則の調和に係る技術的作業を実施することを目的としてWCOに原産地規則技術委員会が設置され、原産地規則の運用に起因する特定の技術的事項を検討している。

(5) 国際貿易の安全確保及び円滑化

WCOは、2001年の米国同時多発テロ以降、国際貿易の安全確保と円滑化を両立させるための様々な方策について検討を行ってきた。検討成果は「国際貿易の安全確保及び円滑化のためのWCO基準の枠組み」 (以下「SAFE基準の枠組み」という。) としてまとめられ (注)、2005年6月のWCO総会にて採択されるとともに、我が国を含む多くのメンバーが実施の意図を表明した (2024年6月現在、171ヶ国・地域、EU等)。

これまで、「SAFE基準の枠組み」は2012年以降、国際社会の環境変化に対応するため改定がなされており、2015年改定では、「関税と他の政府機関との協力に関する柱」及び「航空貨物の事前情報の提出に関する規定」等が、2018年改定では、「郵便物の事前電子情報に関する規定」等が、2021年改訂では「関係機関との協力」及び地域／多国間のAEO制度が新たに盛り込まれた。

(注)

「SAFE基準の枠組み」の主要要素

- ・電子的に提出する事前貨物情報の標準化
- ・リスク管理手法の採用
- ・輸出国における非破壊検査機器（大型X線検査装置等）を使用したハイリスク貨物の検査の実施
- ・一定の基準を満たす民間企業に対する優遇措置の明確化（AEO）
- ・関係機関との連携

(6) 監視・取締分野における国際協調

監視・取締分野においては、麻薬不正取引の情報交換を始めとする国際協力を行っており、また、近年では、知的財産侵害物品の水際取締り強化、テロ関連対策、商業犯則対策にも積極的に取り組んでいる。密輸等の情報については世界12ヶ所に設置されているRILO（Regional Intelligence Liaison Office：地域情報連絡事務所）を中心に、情報交換等を行っている。アジア大洋州地域情報連絡事務所（RILO・AP）は令和6年1月から我が国がホストしており、関係国・地域間の情報の拠点（ハブ）として、情報収集ネットワーク強化のための取組みを実施している。

(7) 地域キャパシティ・ビルディング事務所（ROCB）

WCOは、途上国メンバーに対し、諸分野におけるキャパシティ・ビルディング活動を実施しているが、地域における活動を効果的かつ効率的に実施するため、全6地域にそれぞれROCB（Regional Office for Capacity Building）が設置されている。

(8) 地域研修センター（RTC）

WCOが各地域内のメンバー国の税関職員を対象とする研修等を行う施設として、RTC（Regional Training Centre）が現在、全6地域合計33ヶ所に設置されている。我が国の税関研修所は、2004年にアジア大洋州地域におけるRTCとなった。

(9) 地域税関分析所（RCL）

地域における分析分野の技術協力、情報提供を行う施設として、RCL（Regional Customs Laboratory）が現在、全3地域合計10ヶ所に設置されている。我が国の関税中央分析所は、2014年に世界で初めてのRCLとして承認された。

4. 主要機構等（資料2）

(1) 総会（理事会）

WCOの最高意思決定機関。毎年6～7月に開催され、全加入国の関税当局の局長・長官クラス

が参加する。

(2) 政策委員会

主要政策課題について検討し、総会に対して提言を行う。6地域代表（総会副議長）を含む各地域から選出された31ヶ国・地域で構成。通常、毎年12月及び翌年の6～7月に開催される。

(3) 財政委員会

WCOの年次予算等財政事項を検討する委員会であり、各地域から選出された18か国及びEUで構成。毎年4月頃及び必要に応じて随時開催される。

(4) 各種技術委員会等

税関手続、品目分類、関税評価、原産地規則、監視取締り等の個別分野毎の会議を定期的に開催し、条約、税関手続の調和、国際協力等について検討を行っている。

(5) 事務局

事務局は、官房、関税・貿易局、監視・手続局及びキャパシティ・ビルディング局からなり、事務総局長及び事務総局次長は、加入国・地域による選挙によって選出される。

5. 地域的活動

WCOにおいては、1986年以降、全加入国・地域を、6地域に分け、地域代表（総会副議長）のイニシアティブの下、地域内活動を行っている。アジア・大洋州地域は35ヶ国・地域で構成されており、地域代表は、2024年6月までは豪州で7月からは香港となる。

アジア・大洋州地域においては、関税局長・長官クラスによる「関税局長・長官会合」及び、課長クラスによる「地域コンタクトポイント会合」が開催され、地域戦略プランを中心に、地域における様々な取組について議論が行われている。

（参考）アジア・大洋州地域の構成国・地域

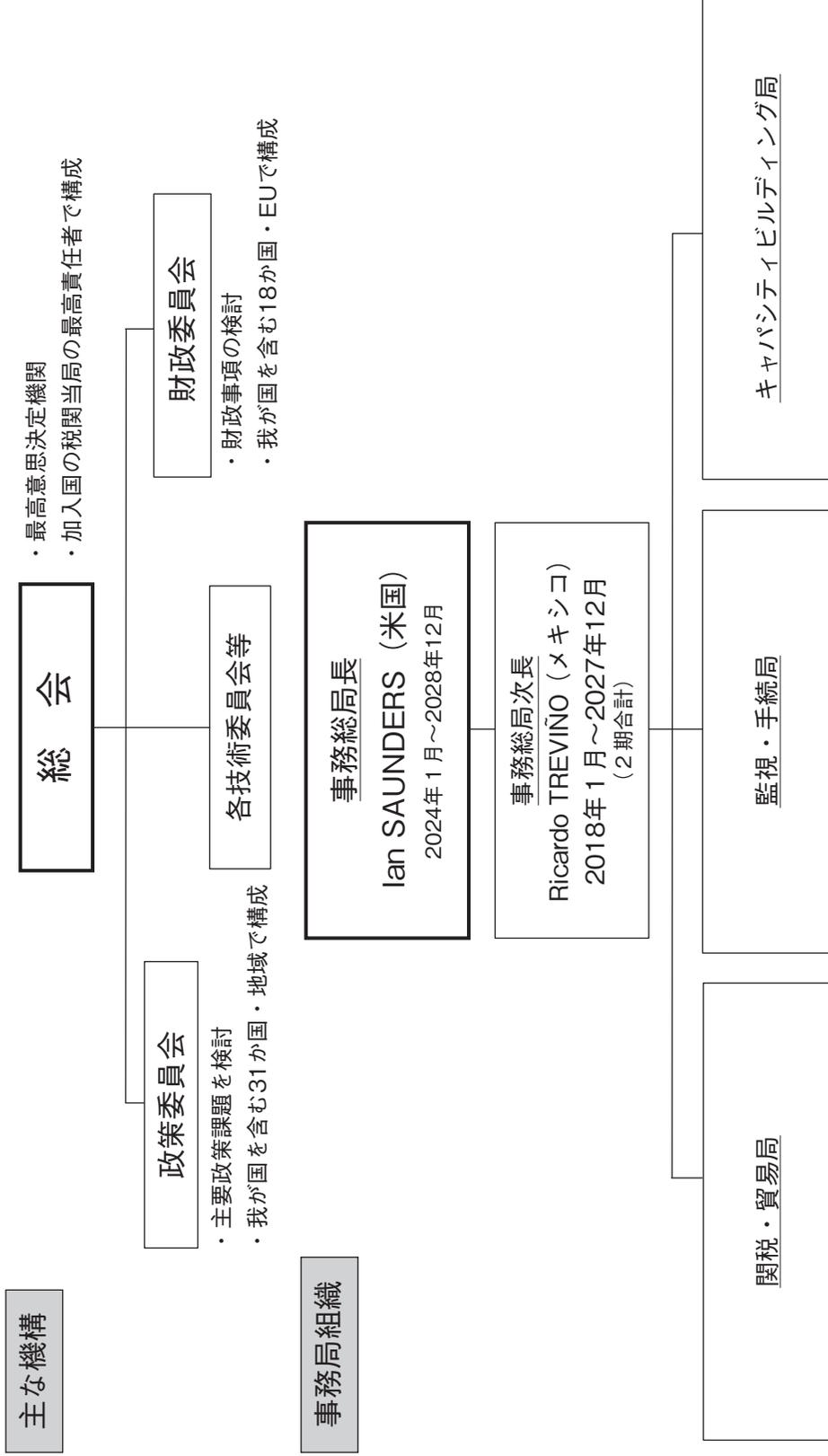
アフガニスタン、オーストラリア、バングラデシュ、ブルネイ、ブータン、カンボジア、中国、フィジー、香港、インド、インドネシア、イラン、日本、韓国、ラオス、マカオ、マレーシア、モルディブ、モンゴル、ミャンマー、ネパール、ニュージーランド、パキスタン、パラオ、パプアニューギニア、フィリピン、サモア、シンガポール、ソロモン諸島、スリランカ、タイ、東ティモール、トンガ、バヌアツ、ベトナム（以上35ヶ国・地域）

(資料1) WCO (世界税関機構) メンバー一覧表 (加入順)

合計186か国・地域 (2024年2月2日現在)

	締約政府	批准書又は加入書の寄託年月日		締約政府	批准書又は加入書の寄託年月日		締約政府	批准書又は加入書の寄託年月日
1	トルコ	1951. 6. 6	63	アイスランド	1971. 2. 15	125	スロバキア	1993. 1. 1
2	ノルウェー	1951. 8. 6	64	カナダ	1971.10.12	126	トルクメニスタン	1993. 5. 17
3	デンマーク	1951.10.19	65	タイ	1972. 2. 4	127	ベトナム	1993. 7. 1
4	ギリシャ	1951.12.10	66	コンゴ民主共和国	1972. 7. 26	128	コロンビア	1993. 7. 1
5	スペイン	1952. 7. 13	67	モーリシャス	1973. 3. 29	129	クロアチア	1993. 7. 1
6	英国	1952. 9. 12	68	サウジアラビア	1973. 5. 8	130	イエメン	1993. 7. 1
7	アイルランド	1952. 9. 23	69	ブルガリア	1973. 8. 1	131	コモロ	1993. 7. 1
8	フランス	1952.10. 6	70	エチオピア	1973. 8. 6	132	マカオ	1993. 7. 7
9	スウェーデン	1952.10.17	71	トリニダード・トバゴ	1973.10.15	133	クウェート	1993.10. 4
10	ドイツ	1952.11. 4	72	ポーランド	1974. 7. 17	134	ジョージア	1993.10.26
11	イタリア	1952.11.20	73	バハマ	1974. 8. 16	135	ペルラーシ	1993.12.16
12	ベルギー	1952.12.11	74	リベリア	1975. 1. 7	136	北マケドニア	1994. 7. 1
13	スイス	1952.12.19	75	シンガポール	1975. 7. 9	137	モルドバ	1994.10.28
14	オーストリア	1953. 1. 21	76	コンゴ共和国	1975. 9. 2	138	エリトリア	1995. 8. 8
15	ルクセンブルク	1953. 1. 23	77	シエラレオネ	1975.11. 6	139	モルディブ	1995. 9. 8
16	オランダ	1953. 1. 23	78	セネガル	1976. 3. 10	140	パナマ	1996. 3. 8
17	ポルトガル	1953. 1. 26	79	ガイアナ	1976. 7. 29	141	ブルネイ	1996. 7. 1
18	パキスタン	1955.11.16	80	ウルグアイ	1977. 9. 16	142	ベネズエラ	1996. 7. 1
19	エジプト	1956.10.26	81	バングラデシュ	1978. 7. 1	143	フィジー	1997. 7. 1
20	インドネシア	1957. 4. 30	82	レソト	1978. 8. 2	144	タジキスタン	1997. 7. 1
21	ハイチ	1958. 1. 31	83	ボツワナ	1978. 8. 25	145	ボリビア	1997. 8. 14
22	イスラエル	1958. 5. 23	84	ザンビア	1978. 9. 27	146	エクアドル	1997.12.16
23	イラン	1959.10.16	85	アラブ首長国連邦	1979. 2. 7	147	アンドラ	1998. 9. 3
24	シリア	1959.11. 3	86	モリタニア	1979.10. 2	148	ニカラグア	1998. 9. 24
25	レバノン	1960. 5. 20	87	フィリピン	1980.10. 1	149	ベナン	1998.11. 9
26	スーダン	1960. 6. 8	88	ブラジル	1981. 1. 19	150	バルバドス	1999. 1. 7
27	オーストラリア	1961. 1. 5	89	ジンバブエ	1981. 3. 19	151	キルギス	2000. 2. 10
28	フィンランド	1961. 1. 27	90	エスワティニ	1981. 5. 15	152	セーシェル	2000. 7. 25
29	ジャマイカ	1963. 3. 29	91	ニジェール	1981. 7. 1	153	オマーン	2000. 9. 19
30	ニュージーランド	1963. 5. 16	92	リビア	1983. 1. 11	154	セルビア	2001. 3. 27
31	ナイジェリア	1963. 8. 21	93	中国	1983. 7. 18	155	カンボジア	2001. 4. 3
32	コートジボワール	1963. 9. 2	94	グアマテラ	1985. 2. 22	156	バーレーン	2001. 4. 18
33	ヨルダン	1964. 1. 1	95	ネパール	1985. 7. 22	157	キュラソー	2001. 7. 1
34	マダガスカル	1964. 2. 18	96	中央アフリカ	1986. 7. 28	158	コスタリカ	2001. 8. 29
35	ルワンダ	1964. 3. 3	97	香港	1987. 7. 1	159	サモア	2001.10. 1
36	南アフリカ	1964. 3. 24	98	モザンビーク	1987. 7. 2	160	ブータン	2002. 2. 12
37	日本	1964. 6. 15	99	マリ	1987. 8. 7	161	バブアニューギニア	2002. 3. 18
38	マレーシア	1964. 6. 30	100	ガンビア	1987.10.14	162	東ティモール	2003. 9. 19
39	ブルンジ	1964.10.20	101	メキシコ	1988. 2. 8	163	ドミニカ共和国	2004. 7. 28
40	ウガンダ	1964.11. 3	102	キューバ	1988. 7. 11	164	アフガニスタン	2004. 8. 10
41	タンザニア	1964.11.17	103	トーゴ	1990. 2. 12	165	チャド	2005. 2. 16
42	ガボン	1965. 2. 18	104	イラク	1990. 6. 6	166	セントルシア	2005. 5. 12
43	カメルーン	1965. 4. 9	105	バミューダ	1990. 7. 1	167	トンガ	2005. 7. 1
44	ケニア	1965. 5. 24	106	アンゴラ	1990. 9. 26	168	エルサルバドル	2005. 7. 7
45	マラウイ	1966. 6. 6	107	ミャンマー	1991. 3. 25	169	ホンジュラス	2005.12. 8
46	チリ	1966. 7. 1	108	ロシア	1991. 7. 8	170	モンテネグロ	2006.10.24
47	チュニジア	1966. 7. 20	109	モンゴル	1991. 9. 17	171	ラオス	2007. 1. 16
48	ブルキナファソ	1966. 9. 16	110	ギニア	1991.10.30	172	ジブチ	2008. 3. 19
49	アルジェリア	1966.12.19	111	カタール	1992. 5. 4	173	ベリーズ	2008. 4. 22
50	スリランカ	1967. 5. 29	112	アゼルバイジャン	1992. 6. 17	174	ボスニア・ヘルツェゴビナ	2008. 7. 4
51	キプロス	1967. 8. 31	113	エストニア	1992. 6. 18	175	サントメ・プリンシペ	2009. 9. 23
52	アルゼンチン	1968. 7. 1	114	リトアニア	1992. 6. 18	176	バヌアツ	2009.11.17
53	モロッコ	1968. 7. 1	115	ラトビア	1992. 6. 22	177	ギニアビサウ	2010. 8. 19
54	韓国	1968. 7. 2	116	アルメニア	1992. 6. 30	178	南スーダン	2012. 7. 18
55	マルタ	1968. 7. 6	117	カザフスタン	1992. 6. 30	179	ソマリア	2012.10. 4
56	ガーナ	1968. 8. 1	118	ナミビア	1992. 6. 30	180	パレスチナ	2015. 3. 24
57	ハンガリー	1968. 9. 16	119	カーボベルデ	1992. 7. 1	181	コンゴ	2017. 1. 25
58	ルーマニア	1969. 1. 15	120	ウズベキスタン	1992. 7. 28	182	アンティグアバーブーダ	2017. 4. 10
59	パラグアイ	1969.10. 3	121	アルバニア	1992. 8. 31	183	スリナム	2018.11.26
60	ペルー	1970. 1. 27	122	スロベニア	1992. 9. 7	184	赤道ギニア	2021.12.22
61	米国	1970.11. 5	123	ウクライナ	1992.11.10	185	ソロモン諸島	2023. 1. 26
62	インド	1971. 2. 15	124	チェコ	1993. 1. 1	186	パラオ	2024. 2. 2

(資料2) WCOの組織概要



第6. 地域協力について

アジア太平洋地域では、「開かれた地域協力」を原則とするAPEC（アジア太平洋経済協力：Asia-Pacific Economic Cooperation）において貿易・投資の自由化・円滑化、経済技術協力等に関する議論、プロジェクトが進められており、また、アジアと欧州の間では、ASEM（アジア欧州会合：Asia-Europe Meeting）において政治・経済等の幅広い分野について対話が進められている。関税局・税関としても、各地域協力における関税政策分野での協力を積極的に取り組んでいる。

1. APEC（アジア太平洋経済協力）

(1) APECの概要と経緯（資料1）

APECは、アジア太平洋地域における貿易・投資の自由化・円滑化、経済技術協力等を議論する開かれた地域協力の枠組みとして、現在21エコノミー（APECでは「国」ではなく「エコノミー」と呼称）からなっている。

毎年1回、首脳会議及び閣僚会議（日本からは外務大臣及び経済産業大臣が出席）が開催されるほか、財務大臣会合等の分野別担当大臣会合が開催されている。また、閣僚会議の下に高級実務者会合（SOM：Senior Officials' Meeting）、SOMの下に貿易・投資委員会（CTI：Committee on Trade and Investment）をはじめとするフォーラム、CTIの下に税関手続小委員会（SCCP：Sub-Committee on Customs Procedures）をはじめとするサブフォーラムが設置されている。

APECは貿易・投資分野に重点を置いており、2020年には、ポゴール目標（1994年の首脳会議（インドネシア）で掲げられた「先進エコノミーは2010年、途上エコノミーは2020年までに、自由で開かれた貿易及び投資を達成する」という目標）後のAPECの方向性を示すものとして、APECプトラジャヤ・ビジョン2040が採択された。APECプトラジャヤ・ビジョン2040では(1)貿易・投資、(2)イノベーションとデジタル化、(3)力強く、均衡ある、安全で、持続可能かつ包摂的な成長、という3つの経済的推進力により、「全ての人々と未来の世代の繁栄のために、2040年までに、開かれた、ダイナミックで、強靱かつ平和なアジア太平洋共同体とすること」を目指している。

(2) 昨年の結果及び本年の取組み

昨年（2023年11月）は米国が議長を

務め、「Creating a Resilient and Sustainable Future for All（全ての人々にとって強靱で持続可能な未来を創造）」を全体テーマに掲げ、「Interconnected（相互接続した）」、「Innovative（革新的な）」、「Inclusive（包摂的な）」を優先課題として議論がなされた。会議の成果として、APEC首脳宣言が採択された。

本年はペルーが議長を務め、「Empower. Include. Grow.（エンパワメント、包摂、成長）」を全体テーマに掲げ、「Trade and investment for inclusive and interconnected growth（包摂的で連結性のある成長のための貿易・投資）」、「Innovation and digitalization to promote transition to the formal and global economy（フォーマルかつグローバルな経済への移行を促進するイノベーション及びデジタル化）」、「Sustainable growth for resilient development, which seeks to promote energy transition（強靱な発展のための持続可能な成長）」という3つの優先課題に沿った取組を推進している。首脳・閣僚会議は本年11月に開催される予定である。

(3) 税関手続小委員会（SCCP）の活動について

①経緯

SCCPは、1994年に税関手続の専門家サブフォーラムとしてCTIの下に設立されたAPECエコノミー税関当局間の会合であり、毎年2回開催されている。議長は首脳会議ホストの税関当局が務め、本年はペルー税務監督庁（SUNAT）が担当している。

②活動概要

SCCPでは、WTO貿易円滑化協定の税関関連事項の実施やAPEC域内における税関手続のデジタル化等の促進等を定めたAPECエコノミー税関が取り組む中期的目標を戦略プランとして設定している。併せて、単年の活動計画（Annual Work Plan）を設定し、戦略プランの実現に向けた具体的な活動を実施している。

近年の活動としては、メキシコと共同して、コロナ禍における各エコノミー税関の税関職員管理方法及びテレワークやオンライン会議等の活用等の働き方の変化等についての調査を実施した。活動の最終成果物として、調査結果をレポートとしてまとめ、2022年2月に実施されたSCCPにて報告を行った。

また、2023年より、日本主導の活動として、原産地自己申告制度に関するプロジェクトを実施した。各エコノミーの制度実施状況について事前調査を行うとともに、当該結果を踏まえ、事前レポートの作成及び自己申告制度実施に係る課題やベネフィットについて知見の共有及び議論を行うためワークショップを実施し（全2回）、本年、ファイナルレポートを作成の上、当該レポートをAPECホームページに掲載した。

2. ASEM（アジア欧州会合）

(1) ASEMの概要（資料2）

ASEMは、1994年にシンガポールのゴー・チョク・トン首相がアジア欧州間の協力関係強化を目的とするアジアとEUのサミットを提唱したことを受けて開始された、アジア・欧州の対等のパートナーシップを基礎とした政治対話促進、経済面での協力強化及び文化・社会面での協力促進に向けた枠組みである。参加国・機関は51ヶ国＋2機関（欧州連合（EU）、ASEAN事務局）となっている。

首脳会合及び外相会合が隔年でアジア側と欧州側で交互に持回りで開催されているほか、経済閣僚会合、財務大臣会合等が開催されている。また、

財務大臣会合の下に、不正薬物取引防止及び税関手続の調和・簡素化に関する協力を強化するための関税局長・長官会合（隔年開催）が設置されている。

関税局長・長官会合の下には、課長級会合として税関作業部会が設置されており、手続・執行面におけるアジア・欧州間の税関協力について議論がなされている（原則毎年開催）。

なお、新型コロナウイルス感染症の流行以降、関税局長・長官会合及び税関作業部会の開催は延期されている。

(2) 第13回首脳会合（2021年11月）の結果

第13回ASEM首脳会合（カンボジア・オンライン形式）では、「共通の成長のための多国間主義の強化」をテーマに議論が行われ、議長声明が発出された。

(3) 第13回関税局長・長官会合（2019年10月）の結果

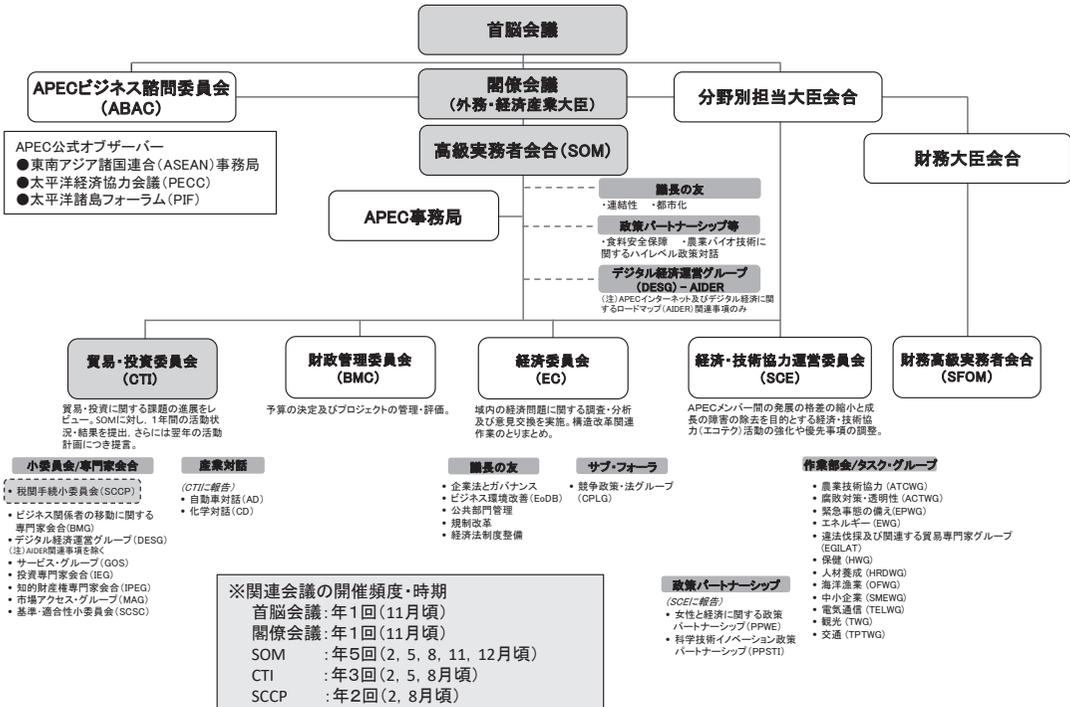
第13回関税局長・長官会合（ベトナム・ハロン）では、2018年から2019年までのASEMでの税関分野における活動及び成果について報告が行われ、さらに次期2年間（2020－2021年）に取り組む「税関活動項目」が策定された。

APEC (Asia Pacific Economic Cooperation: アジア太平洋経済協力) の概要

- 貿易・投資分野を中心にアジア・太平洋地域の経済協力を議論する地域的枠組。
- 「開かれた地域協力・協調的自主的な行動」が特色で、1989年に発足。
- 現在、21エコノミー(国・地域)が参加し、首脳会議、閣僚会議等を毎年開催。
- 税関・貿易円滑化は税関手続小委員会(SCCP), 貿易・投資委員会(CTI)を中心に取り扱われている。



APECの主な組織



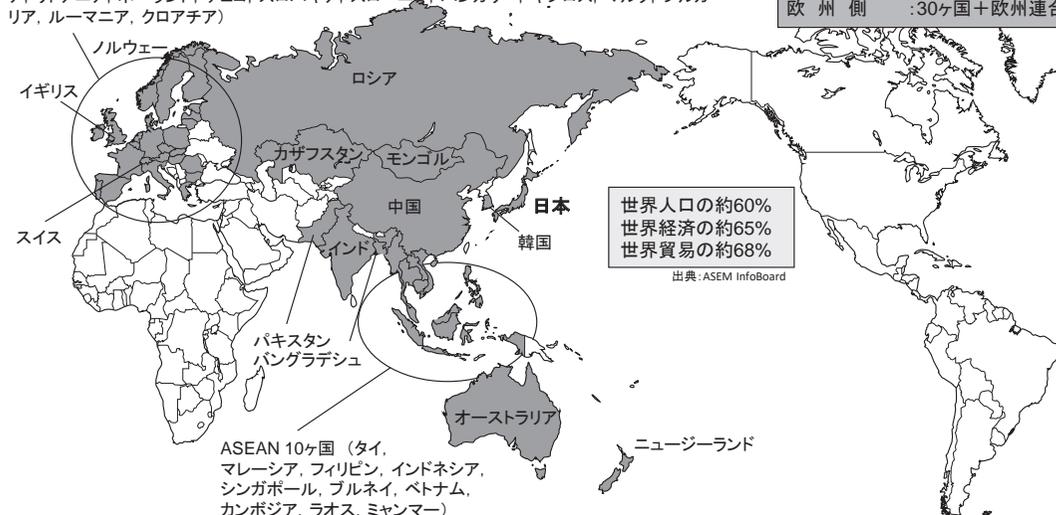
ASEM (Asia-Europe Meeting : アジア欧州会合) の概要

- アジアと欧州両地域間で、相互尊重及び相互利益に基づく平等な関係の下、両地域の共通の関心事項について活動する、オープンで包括的な「対話と協力の枠組み」。
- 政治、経済及び社会・文化等という3つの柱を中心に活動。1996年に発足。
- 現在51ヶ国+2機関が参加し、首脳会合、財務大臣会合、関税局長・長官会合等を2年に1回開催。
- 税関関連事項は関税局長・長官会合、その下の税関作業部会(各年開催)を中心に取り扱われている。(新型コロナウイルス感染症の拡大以降、次回開催については未定となっている。)

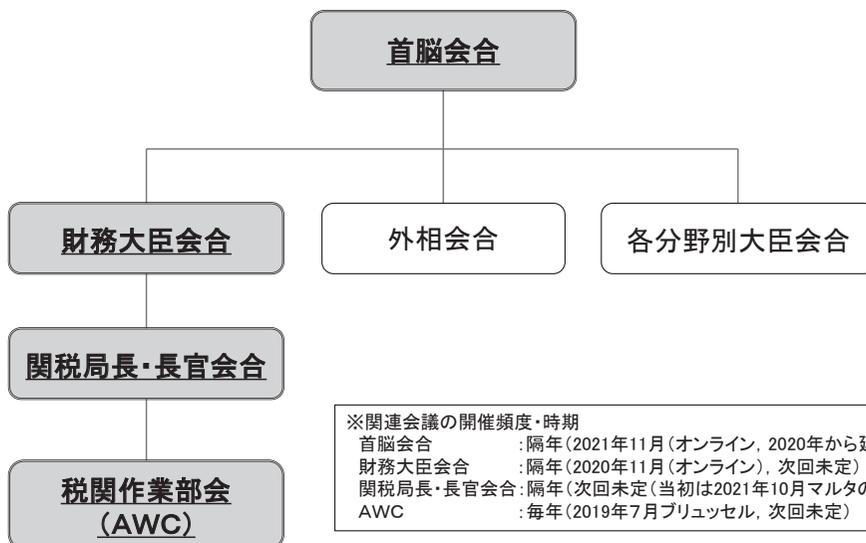
ASEMメンバー(51ヶ国+2機関)

EU 27ヶ国 (フランス、ドイツ、イタリア、ベルギー、オランダ、ルクセンブルク、デンマーク、アイルランド、スペイン、ポルトガル、ギリシャ、オーストリア、フィンランド、スウェーデン、エストニア、ラトビア、リトアニア、ポーランド、チェコ、スロバキア、スロベニア、ハンガリー、キプロス、マルタ、ブルガリア、ルーマニア、クロアチア)

参加国・機関 : 51ヶ国+2機関
 アジア側 : 21ヶ国+ASEAN事務局
 欧州側 : 30ヶ国+欧州連合



ASEMの主な組織



※関連会議の開催頻度・時期

首脳会合 : 隔年(2021年11月(オンライン、2020年から延期)、次回未定)
 財務大臣会合 : 隔年(2020年11月(オンライン)、次回未定)
 関税局長・長官会合 : 隔年(次回未定(当初は2021年10月マルタの予定))
 AWC : 毎年(2019年7月ブリュッセル、次回未定)

第7. 関税技術協力について

1. 関税技術協力の概要

(1) 基本的な考え方

関税局・税関では、開発途上国税関に対する技術協力（関税技術協力）を実施し、税関行政の近代化を支援している。

支援に当たっては、関税技術協力事業をより戦略的に実施することを目指し、3年ごとに「関税技術協力事業の中期的戦略」を策定しており、この中で関税技術協力事業の目的を以下のとおり記している。

我が国税関が3つの使命の実施を通じて達成することとしている「貿易の健全な発展と安全な社会の実現」に寄与することを最終的な上位目的として、対象国税関が自立的に国際標準に則った形で以下の3つの施策に取り組むことができる状態となること。この際、我が国税関の経験に裏打ちされた知識やノウハウを提供し、あるいは協働しつつ、政策の立案及び実施能力の向上等を目指した人材育成を支援する。

- I. 対象国における安全・安心な社会の実現
- II. 対象国における貿易円滑化の推進
- III. 対象国における適正かつ公平な関税等の徴収

具体的には、開発途上国税関からのニーズを踏まえ、専門的な知見を有する我が国税関職員を現地に派遣し、また、開発途上国税関からの本邦に職員を受け入れるなどの関税技術協力事業を実施している。これらを通じて、対象国税関職員が税関手続に関する国際標準及び我が国税関との政策面・運用面のギャップに自ら気づき、改善できるよう導くことによって、開発途上国税関の改革・近代化を支援するものである。このような支援は税関手続の調和化・簡素化を通じた国際貿易の一層の円滑化、グローバルなレベルにおける密輸阻止及びテロ対策等に貢献し、開発途上国のみならず、我が国にとっても有益なものである。

(2) 関税技術協力の予算規模（資料1）

令和6年度の関税技術協力関係予算は総額で約6.6億円である。その内訳は、関税局二国間援助経費が約0.9億円、WCO関税協力基金への拠出金

が約5.5億円（内、模倣品・海賊版拡散防止拠出金が約1.4億円）、APEC事務局への拠出金が約0.2億円となっている。

(3) 実施形態

関税技術協力事業は、本邦に開発途上国の税関職員を受け入れる「受入研修」と開発途上国へ我が国税関職員を派遣する「専門家派遣」の2つに分けられる。

受入研修は、アジア大洋州地域を中心とした開発途上国の税関職員を対象に、税関研修所や各税関等で、講義や視察を行っている。さらに、参加者が、講義や視察を踏まえ、具体的に改善・実行したい事項をまとめたレポートを提出させるほか、アクションプランを作成する場合もある。また、日本の財政支援により行うWCO人材育成プログラムでは、日本の大学で税関行政等を学ぶ機会を提供する留学生制度や、WCO事務局での勤務に加え、我が国税関視察を組み込んだフェロシッププログラムも行っている。

専門家派遣は、開発途上国税関で開催されるワークショップ等に我が国税関職員を専門家として派遣し、政策助言や講義等を実施している。また、ASEAN6か国に、我が国税関出身のJICA長期専門家を派遣した支援も実施している（カンボジア、フィリピン、マレーシア、ミャンマー、ラオス、タイに合計7名（2024年6月30日現在）を派遣）。このほか、WCO/JICA合同プロジェクトによる、東・南部アフリカ、西部アフリカ及び太平洋島嶼国に対するマスタートレーナープログラム（支援対象国における指導的役割を担うマスタートレーナーを育成するプログラム）において、我が国税関も専門家を派遣し、その育成に貢献している。

(4) WCOとの連携

関税局・税関は、WCOの活動を支援し、緊密に連携するため、職員をWCO事務局等に派遣し、WCOの政策立案、国際標準の策定、キャパシティビルディング活動に寄与している。

また、アジア大洋州地域における税関当局の改革・近代化を支援するに当たり、WCOが実施する地域の技術協力事業を効果的かつ効率的に実施するため、2004年9月にROCB A/P（Asia Pacific Regional Office for Capacity Building：WCOキャパシティ・ビルディング・アジア大洋州地域事務

所)が設置された。我が国は、設置当初から所長を派遣するなど、ROCB A/Pと緊密に連携して、アジア大洋州地域における効果的かつ効率的な技術協力事業の策定・実施に努めている。

なお、税関分析所が税関の使命達成に果たしている役割の重要性を踏まえ、地域におけるWCO加盟国の税関分析所の能力の向上を通じ、貿易円滑化の促進を図ることを目的として、2014年6月、我が国の関税中央分析所が世界で最初のWCO地域分析所(RCL:Regional Customs Laboratory)となり、アジア大洋州地域に対する税関分析分野での技術協力や税関分析及び関連分野についての情報提供を積極的に行っている。

2. 関税技術協力の基本的な支援アプローチ

(1) 支援対象国及び地域

ASEAN諸国は我が国との距離も近く、地理的・経済的な関係性も深いことから最重要地域とし、日系企業の利便性向上・競争力確保への寄与も視野に入れながらJICA、WCO等とも連携し、関税局として緊密かつ深度のある支援を実施してきている。

また、政府の外交政策である「自由で開かれたインド太平洋(FOIP)のための新たなプラン」(2023年3月政府発表)においてASEANとともに重要地域とされる南アジア及び太平洋島嶼地域に対する支援の強化を進めつつ、アフリカ地域、中南米等においても、JICA、WCO等と連携した支援を実施している。

(2) 効果的・効率的な支援

相手国のニーズ及び実情に即した支援を実現するため、特に、ASEAN諸国に対しては中期的な視点に立って相手国との協議を行い、毎年支援計画を策定している。この際、1つのニーズに対してより効果的・効率的な支援となるよう、受入事業と専門家派遣事業と連動させ、また、関税局・税関の実施する支援と、JICA、WCO等の支援との調和を図るなど、関税技術協力に関連する組織・事業との連携・調整に努めている。

(3) 評価の充実

ASEAN諸国を中心に、現地に派遣されたJICA長期専門家等を通じた的確なニーズ把握に基づき、可能な限り具体的な成果目標を設定した上で案件を形成し、同専門家等によるフォローアップを通じてその達成を目指すことで技術協力の有効性の確保に努めている。また、関税局が独自に行う支援は終了時のアンケート調査により参加者の

意見を直接聴取しており、それらを次回事業に反映することによって技術協力の質的改善を図っている。

3. 関税技術協力の実績・成果(資料2)

受入事業は1970年、専門家派遣事業は1989年に開始され、2023年度までに累計8,174名の開発途上国税関職員を受け入れ、3,167名の我が国税関職員を派遣している。

(1) 受入研修実績(※留学生を除く。)

(単位:人)

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
受入人数	229	20	182	218	330

(2) 専門家派遣実績(※WCOテクニカル・アタッシュェ及びJICA長期専門家の派遣人数を除く。)

(単位:人)

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
派遣人数	106	76	133	143	114

(3) 支援分野

税関手続の適正かつ円滑な運用を図るための基礎的な分野である、関税分類、関税評価、事後調査、原産地規則に係る各国税関職員の運用能力向上、また貿易円滑化の推進と安全・安心な社会の実現の両立を図るための先進的な手法である、リスク管理、通関システム、AEO制度の制度整備等、各国の税関手続の近代化及び適正な執行を促進するための支援を実施している。

これに加えて、知的財産侵害物品の取締りや人材育成などを含む幅広い分野で支援を行っている。

(4) これまでの主な成果

開発途上国税関の制度改善・能力向上により、関税行政の適正な執行の実現に貢献している。また、貿易の円滑化が促進され、各国の貿易拡大・経済成長に貢献することで、海外に展開する日系企業にも裨益している。各国での制度改善・能力向上の具体的な成果事例は以下のとおり。

イ. 税関手続に係る透明性・一貫性の向上

- ・品目分類の事前教示制度の導入
- ・品目分類に資する分析方法の統一

ロ. 個別国における研修制度の整備

- ・指導的立場の教官の育成、研修教材の整備

ハ. ASEAN域内共通の制度整備

- ・関税評価マニュアル、事後調査マニュアル、事後調査研修モジュール等の策定

ニ. 開発途上国税関と現地日本人商工会との定

期的な意見交換会の立上げ

- ホ. NACCS型通関システムの導入
- へ. 個別国におけるWTO貿易円滑化協定の完全履行
- ト. 個別国におけるリスク管理制度の改善による検査率の低減

4. NACCS型通関システムの海外展開

我が国は、ASEAN諸国における貿易円滑化の観点から、これまでベトナムとミャンマーに対し、我が国の通関システムであるNACCSをベースとした通関システムの導入とそれによる税関行政の近代化を支援してきている。

両国に対する関税局・税関が行う関税技術協力では、新システムの要求性能検討・仕様策定のほか、既存通関制度とその運用の見直しを支援するとともに、新システムを活用していくための人材育成にも取り組み、包括的なパッケージとして展開している（システム構築の調達費用については、無償資金協力を活用）。

(1) ベトナム

ベトナムでは、e-customsという既存のシステムが利用されていたが、処理能力に限界があったことから、新規システムの開発が計画された。2011年7月には両国税関当局間で、NACCSをベースとしたシステム（VNACCS：Viet Nam Automated Cargo Clearance System）の導入と人材育成等をあわせた包括的パッケージ支援について基本的に

合意し、同年8月に両国税関共同の作業部会（WG）が設置され、システム導入に向けた検討が開始された。

その後、2012年3月に、システム構築の費用として無償資金協力（26.6億円）の供与を決定、3年近くにわたるWGでの導入検討を経て、2014年4月、VNACCSの運用が開始された（同年6月末に全国への展開が完了）。

なお、運用開始から1年後には、99%の輸出入申告がVNACCSを通じて行われている。

(2) ミャンマー

ミャンマーでは、従来、紙ベースで通関業務が処理されており、輸出入手続が電子化されていないことが経済成長のボトルネックとならないよう、通関システムの導入について検討がなされた。2013年7月には、両国税関当局間でNACCSをベースとしたシステム（MACCS：Myanmar Automated Cargo Clearance System）の導入と人材育成等をあわせた包括的パッケージについて基本的に合意し、同月に両国税関共同の作業部会（WG）を設置、ベトナムにおける我が国の経験も活かして、導入に向けた検討が開始された。

その後、2014年4月に、システム構築の費用として無償資金協力（39.9億円）の供与を決定、3年以上にわたるWGでの検討を経て、ヤンゴン・ティラワ地区では2016年11月から、タイとの国境のミヤワディ地区では2018年6月から、それぞれMACCSの運用が開始された。

(資料1) 関税技術協力の予算規模

予算規模(2024年度(令和6年度)) : 6.6億円

■ 関税局二国間援助経費 : 0.9億円

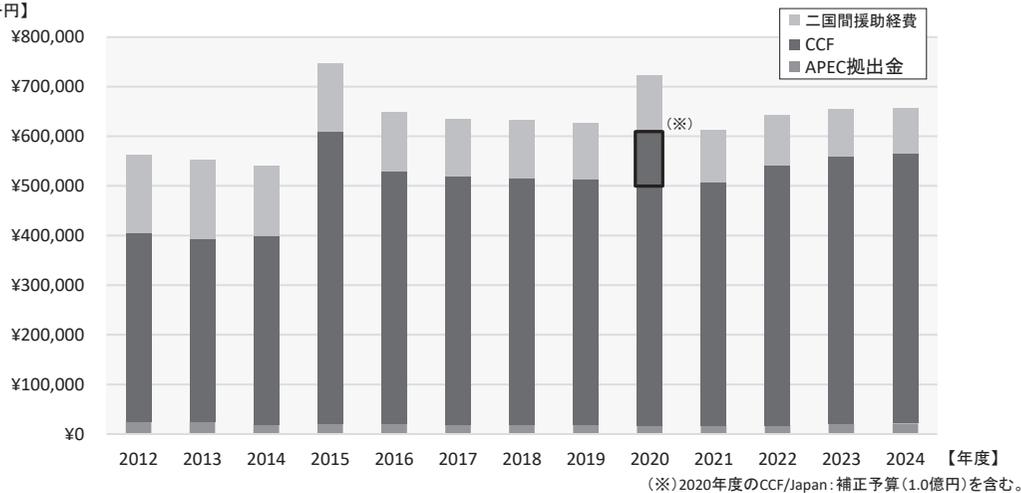
■ WCO関税協力基金への拠出金(CCF/Japan): 5.4億円

[関税協力理事会拠出金(CCF/一般) : 4.0億円(1989年度から開始)]

[模倣品・海賊版拡散防止拠出金(CCF/IPR) : 1.4億円(2008年度から開始)]

■ APEC事務局への拠出金 : 0.2億円

【単位:千円】

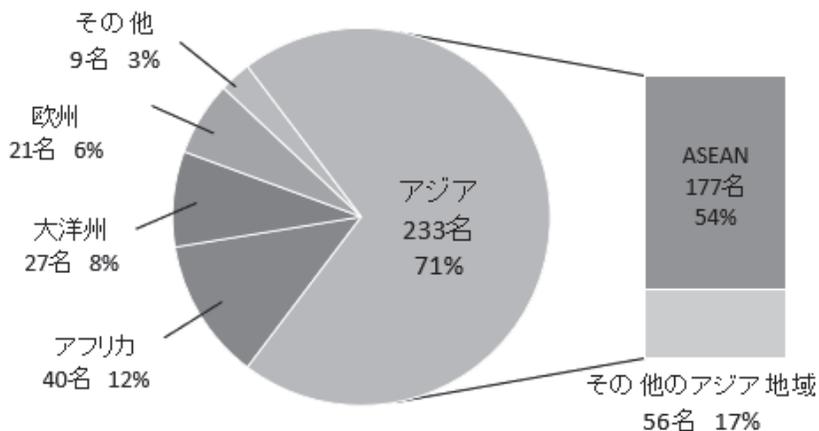


(資料2) 関税技術協力の実績

○ 受入研修

2023年度：65か国から330名が研修に参加
累計8,174名受入

受入研修参加者の地域別割合(2023年度)



○ 専門家派遣

2023年度：24か国・地域へ114名の日本税関専門家が
講義を実施
累計3,167名派遣

専門家派遣の地域別割合(2023年度)

